

第2期
七戸町いのち支える自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることなく
人と人がつながり、いのち支えあう七戸町

令和6年3月

青森県 七戸町

ごあいさつ

近年、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきたことにより、自殺者数の推移は年々減少してきていますが、依然として毎年2万人を超える多くの方が自殺により尊い命を亡くされている状況が続いています。こうした状況の中、自殺対策をさらに総合的・効果的に推進するため平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本に、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。さらに、令和4年度に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、自殺対策をより一層推進させる取り組みを行っています。



町では、これまで自殺対策計画を策定して、関係機関や各種団体と連携しながら、地域住民と共に自殺予防に向けた取組を推進してまいりました。

本計画では、新たな基本理念として「誰も自殺に追い込まれることなく 人と人がつながり、いのちを支えあう七戸町」を掲げて、「生きることの阻害要因」（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らし、「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やすことをめざします。

そのため町としては本計画をもとに全庁をあげて自殺対策に取り組むとともに、関係機関、地域住民、企業とも連携し、啓発や教育により住民意識を変えることで、自殺を未然に防ぐ施策の実施や体制を構築してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、七戸町いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会の皆様をはじめ、関係団体の皆様並びに貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

七戸町長 小又 勉

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 新たな自殺総合対策大綱について	2
3. 自殺の危機経路について	3
4. 計画の位置づけと期間	4
第2章 町の概況.....	5
1. 町の現状	5
2. 七戸町の自殺の特徴	8
3. 意識調査結果	12
第3章 計画の理念と体系.....	28
1. 計画のめざす姿	28
2. 本計画の数値目標	29
3. 計画の基本方針	30
4. いのち支える自殺対策における取組	31
第4章 基本施策の展開.....	32
1. 地域におけるネットワークの強化	32
2. 自殺対策を支える人材の育成	34
3. 住民への啓発と周知	35
4. 生きることの促進要因への支援	37
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	38
第5章 重点施策の展開.....	39
1. 高齢者への対策	39
2. 生活困窮者への対策	40
第6章 「生きる支援」関連事業の一覧.....	42
第7章 指標一覧.....	50
第8章 自殺対策の推進体制.....	51
1. 計画の推進	51
2. 計画の評価	51
第9章 資料編.....	52

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果大きく前進し、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあり、着実に成果をあげています。それでも自殺者数は毎年2万人を超え、人口10万人あたりの自殺による死亡率も主要先進7か国の中では最も高い水準にあります。

国の動向として、自殺対策基本法第12条に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定しており、概ね5年を目途に見直しを行っています。平成28年の自殺対策基本法の改正では、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられることを狙いとして、すべての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

町では、平成31年3月に「七戸町自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。令和6年3月に計画期間が終了することから、従来の計画内容を見直し、令和4年10月に示された「自殺総合対策大綱」の内容を踏まえ、「第2期七戸町のち支える自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。総合的な自殺対策の取組方針等を示すとともに、自殺対策にかかる事業を「生きる支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら町全体での取組を進め、「誰も自殺に追い込まれることのない」七戸町の実現をめざします。

《近年の国の主な動向》

年 月	内 容
平成18年6月	自殺対策基本法成立
平成19年6月	初の「自殺総合対策大綱」の策定（閣議決定）
平成24年8月	自殺総合対策大綱改定（1回目）（閣議決定）
平成28年3月	自殺対策基本法一部改正法成立（地域自殺対策計画策定の義務化等）
平成29年7月	自殺総合対策大綱改定（2回目）（閣議決定）
令和4年10月	自殺総合対策大綱改定（3回目）（閣議決定）

2. 新たな自殺総合対策大綱について

令和4年 自殺総合対策大綱（新大綱）の構成

第1 自殺総合対策の基本理念

➢誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

➢自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

➢年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

➢新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

➢地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

4. 実践と啓発を両輪として推進する

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

4. 自殺対策にかかる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

9. 遺された人への支援を充実する

10. 民間団体との連携を強化する

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

13. 女性の自殺対策を更に推進する【新設】

第5 自殺対策の数値目標

➢令和8年までに、自殺死亡率¹を平成27年と比べて30%以上減少させる（旧大綱の数値目標を継続）

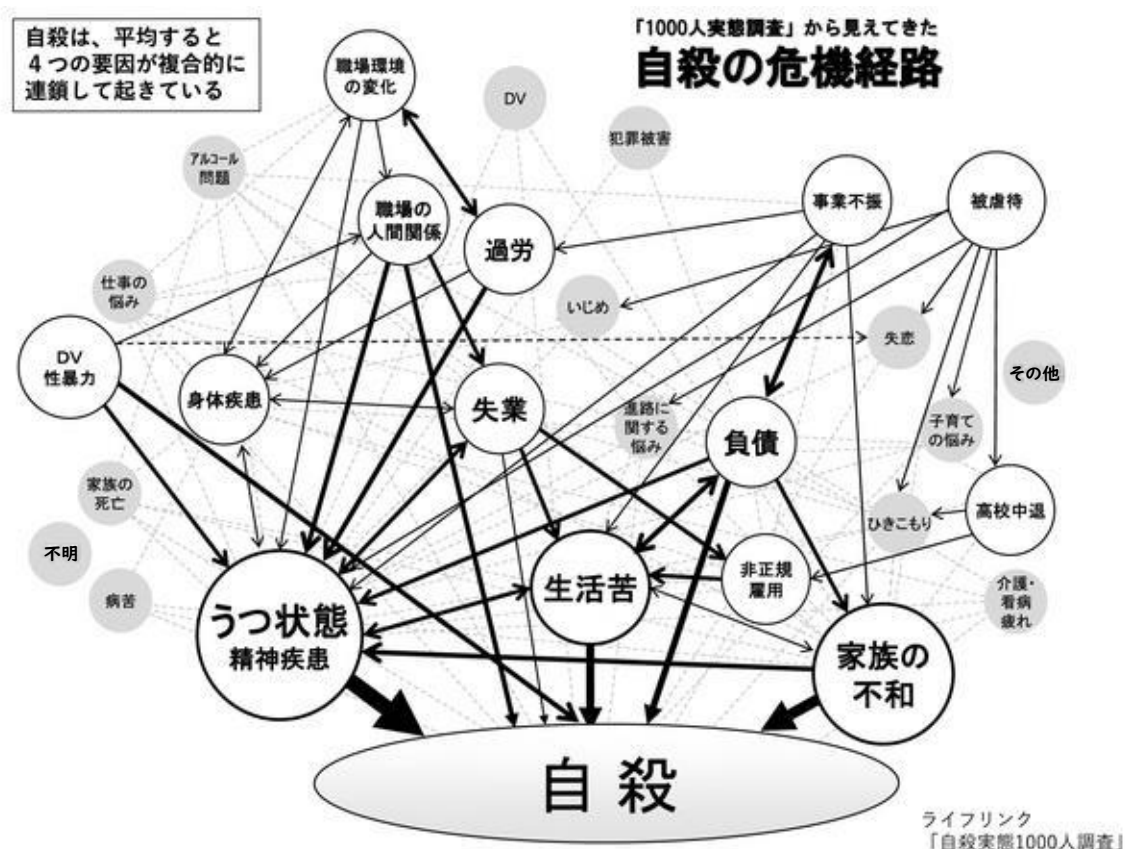
第6 推進体制等

※赤字：新大綱において新たに追加された項目

¹ 巻末の資料編 62 ページを参照。

3. 自殺の危機経路について

自殺の原因・動機は単純ではなく、自殺の背景には、精神保健上の問題以外に、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。次の図は、NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態 1000 人調査」からみえてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。



資料：NPO 法人ライフリンク「自殺実態 1000 人調査」

「自殺の危機経路」における○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強いこととなります。

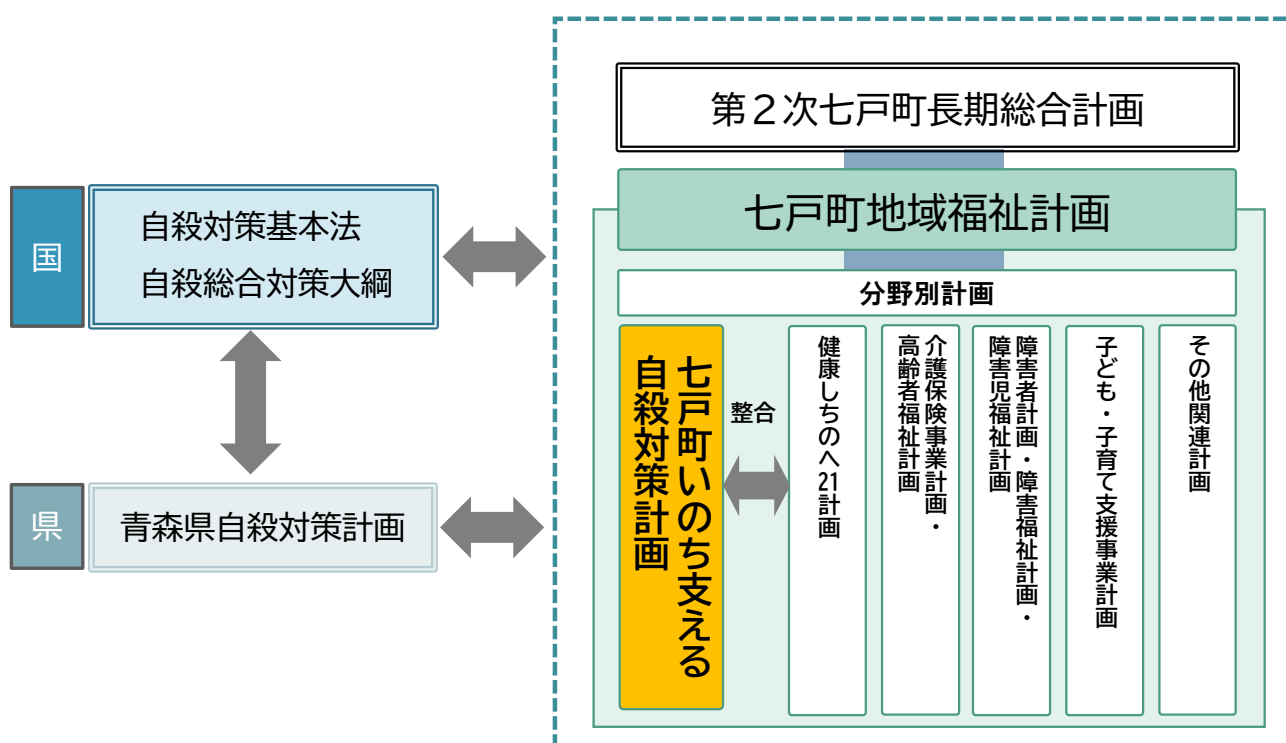
自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。社会が多様化し、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している中で、町において不幸にも自殺に至られた方々の原因・動機・危機経路を分析し、自殺者の低減に向けた様々な施策を町全体で推進します。

4. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

自殺を防ぐためには、様々な分野の施策や人々・組織が密接に連携する必要があります。そのため、町では「七戸町長期総合計画」に基づき、「七戸町地域福祉計画」、「青森県自殺対策計画」をはじめ、その他関連計画等と整合の図られた計画とします。



(2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

なお、国や県の動向、社会情勢の変化に配慮し、法制度の改正等があった場合には必要に応じて見直しを行い、柔軟に対応していきます。

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
「第 2 期七戸町いのち支える自殺対策計画」					 次期計画

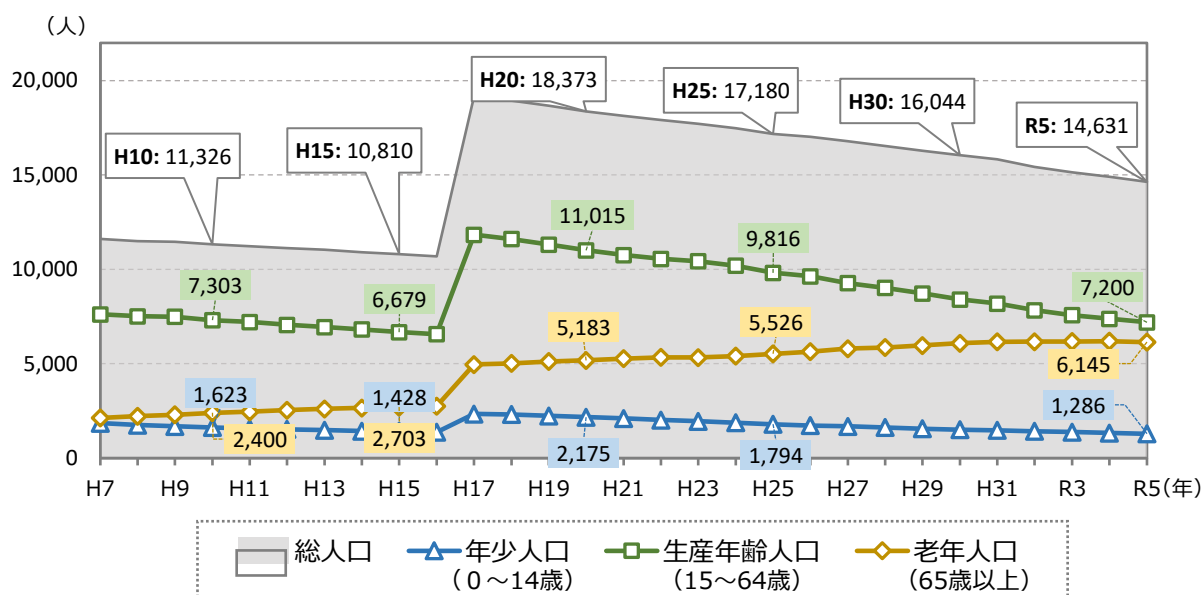
第2章 町の概況

1. 町の現状

(1) 人口の推移と構成

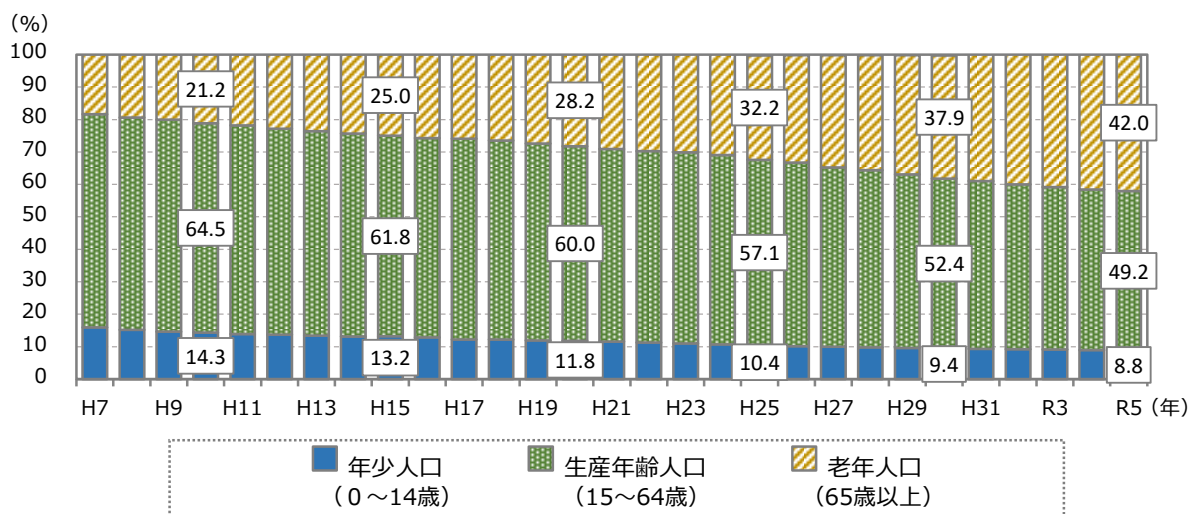
総人口が減少する中、年齢3区別の人口の推移は、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加しており、高齢化率は40%を超えています。

■人口の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

■3区分人口の割合の推移

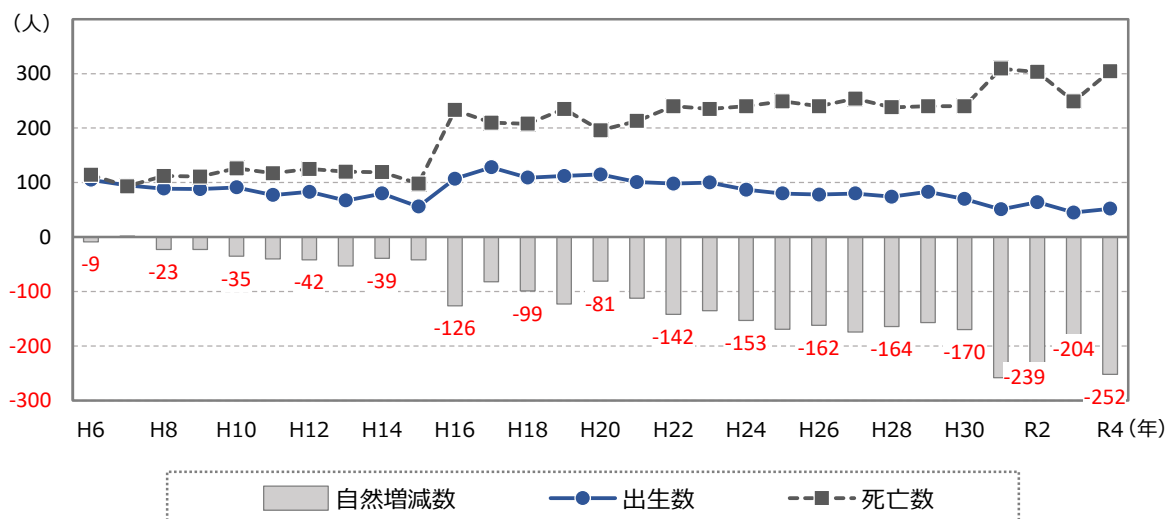


資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

(2) 出生と死亡

自然増減（出生数と死亡数の差）は、自然減で推移しています。また、出生数は減少傾向で死亡数は微増で推移していることから自然減はいわゆる「ワニの口（出生数と死亡数の差が拡大）」の状況となっています。

■自然増減の推移

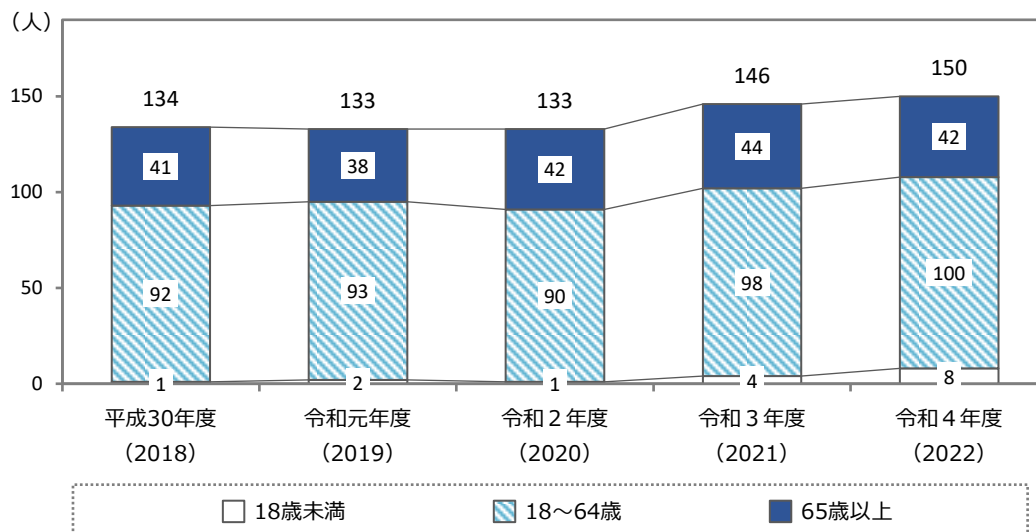


資料：総務省「住民基本台帳」※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

(3) 障害のある人の状況

令和5年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は「18～64歳」が100人（66.7%）と最も多く、次いで、「65歳以上」が42人（28.0%）、「18歳未満」が8人（5.3%）となっています。

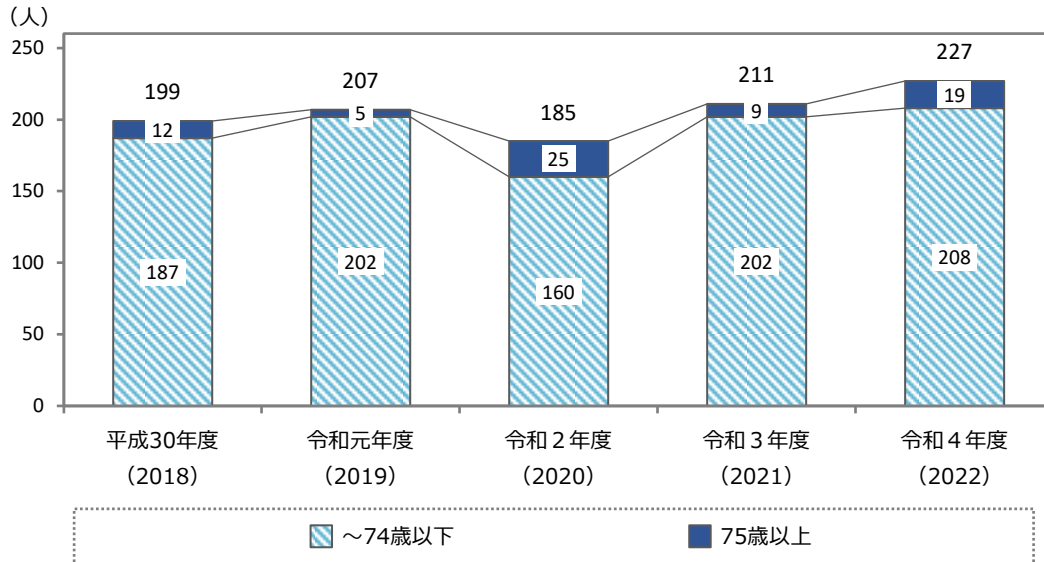
■年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：七戸町（各年度3月31日現在）

■自立支援（精神障害者通院医療）申請件数

令和4年度の自立支援（精神障害者通院医療）申請件数は「～74歳以下」が208人、75歳以上が19人の総計227人で、増加傾向にあります。



資料：七戸町

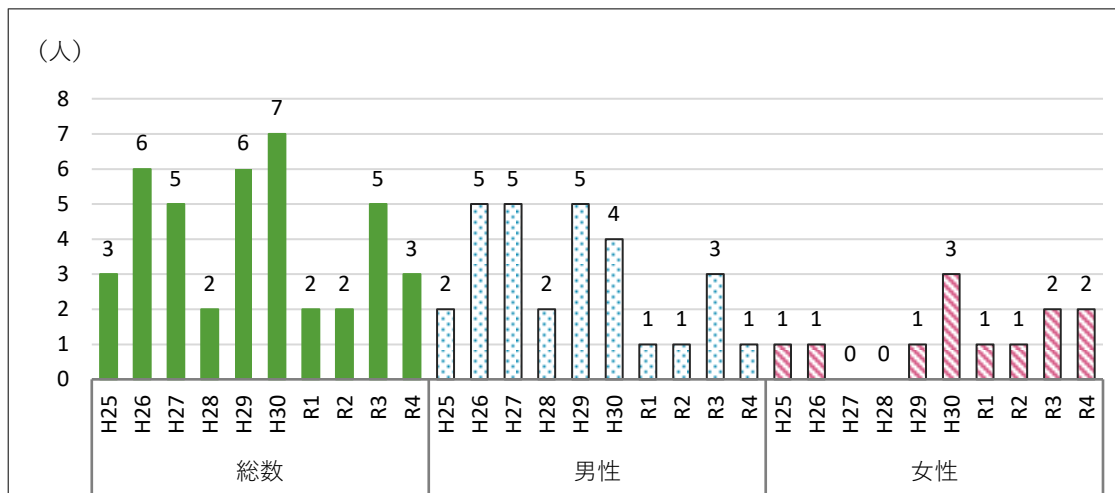
※新型コロナウイルスの影響を踏まえた臨時的取扱いとして、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに支給認定の有効期間が満了する対象者に限り、有効期間を1年延長する取扱いを実施

2. 七戸町の自殺の特徴

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

町の自殺者の総数は2～7人／年の幅で推移しており、性別では男性の割合が高くなっています。

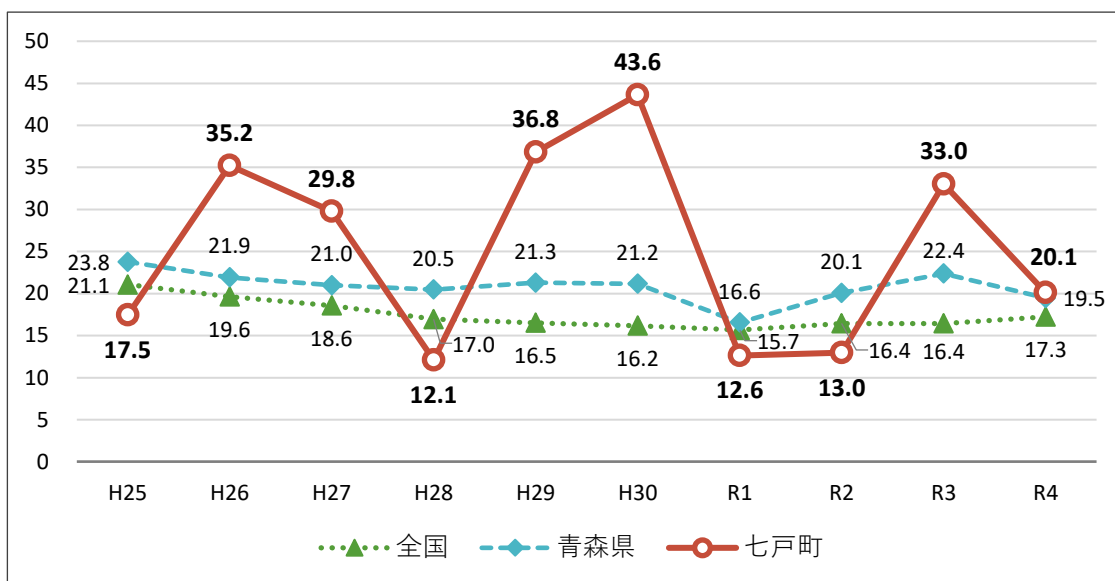
■自殺者数の推移（七戸町／平成25年～令和4年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

町の自殺死亡率（人口10万人あたり）は、12.1～43.6の間で推移しており、令和3～4年は全国・県平均を上回っています。

■自殺死亡率の推移（人口10万人あたり）

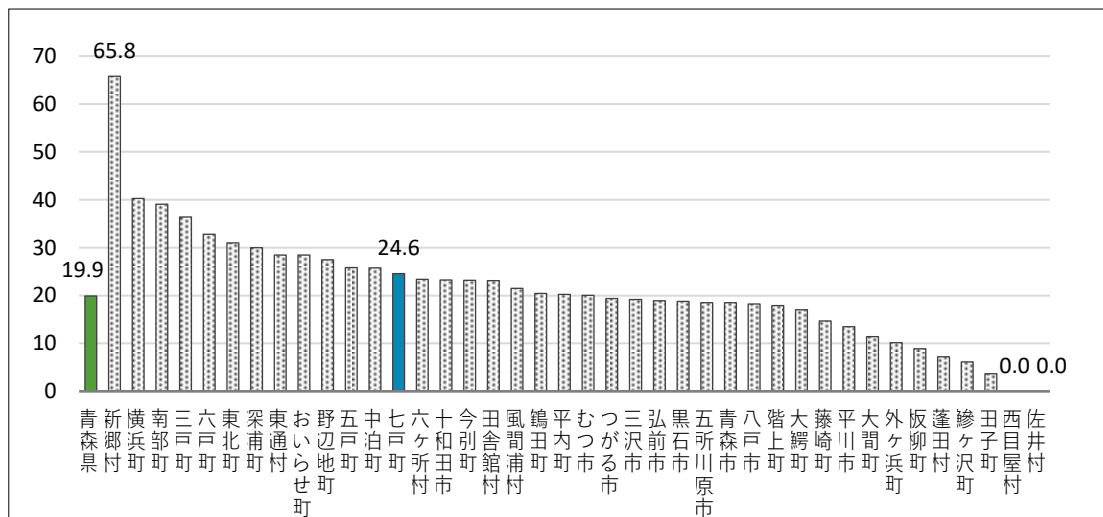


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺死亡率の比較（県内市町村）

平成 30～令和 4 年の自殺死亡率を県内市町村と比較すると、県内では平均的なところに位置しています。

■自殺死亡率（県内市町村／平成 30 年～令和 4 年の平均値）



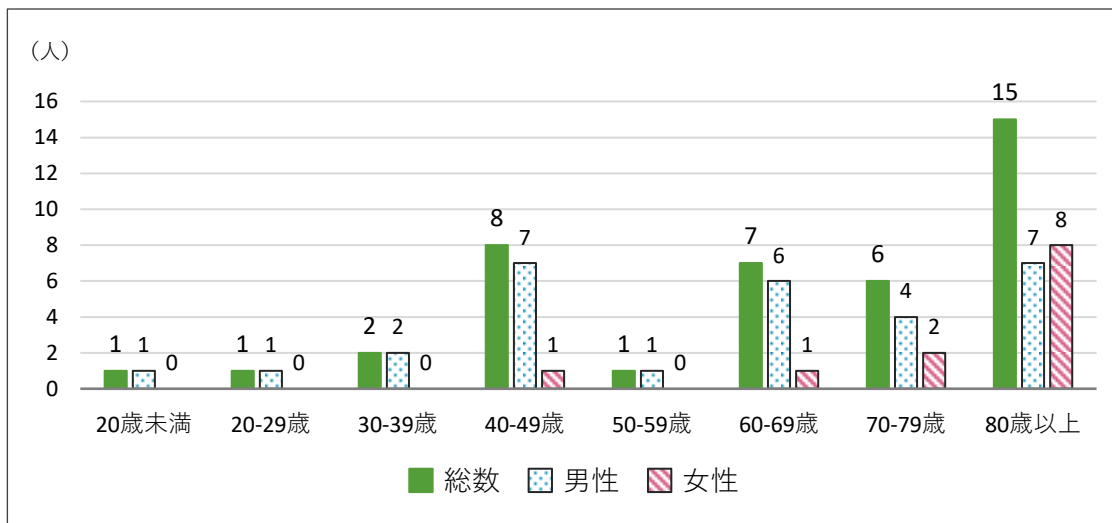
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、同年 1 月 1 日の住民基本台帳に基づく人口を用いている。

(3) 年齢層別の自殺者数

町の性別、年齢層別の自殺者数は、男性は 40 歳台と 80 歳以上の割合が高く、女性は 80 歳以上の割合が高くなっています。

■年齢層別の自殺者数（七戸町／平成 25 年～令和 4 年の合計人数）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 属性（年齢層、職の有無、同居・別居）からみる自殺者数

町の自殺者の属性を平成29年～令和3年で見ると、「女性60歳以上（無職・同居）」が22.7%と最も割合が高く、次いで「男性60歳以上（無職・同居）」（18.2%）、「男性40～59歳（有職・同居）」（13.6%）の順となっています。

■自殺者の属性（七戸町／平成29年～令和3年）

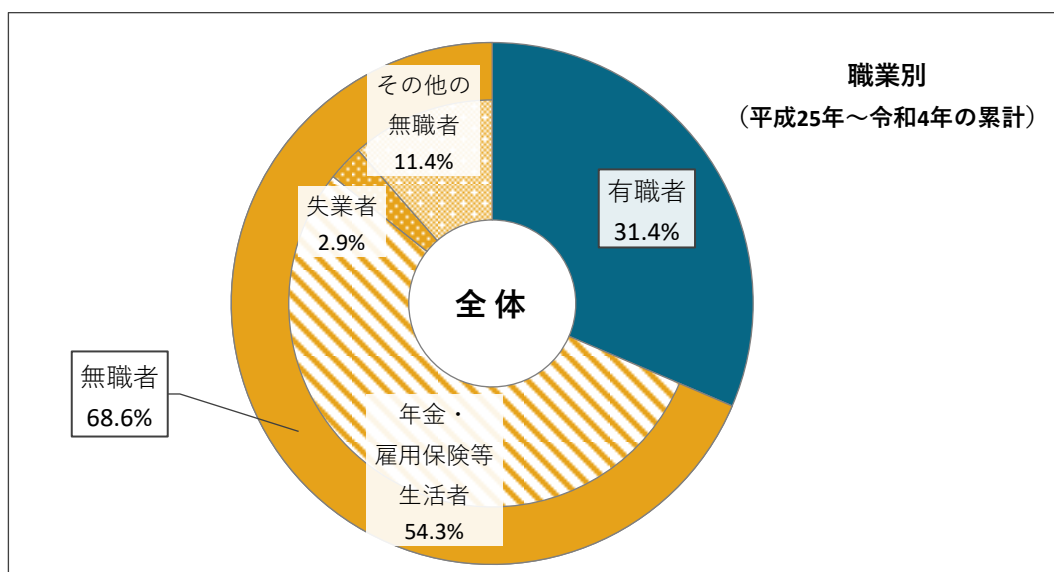
上位の属性	割合	原因
1位：女性60歳以上（無職・同居）	22.7%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位：男性60歳以上（無職・同居）	18.2%	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位：男性40～59歳（有職・同居）	13.6%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位：女性60歳以上（無職・独居）	9.1%	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位：男性60歳以上（有職・独居）	4.5%	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺

資料：七戸町地域自殺実態プロフィール2022

(5) 自殺者の職業

町の自殺者の就労状況は、「有職者」が31.4%、「無職者」が68.6%となっており、「無職者」のうち「年金・雇用保険等生活者」が54.3%となっています。

■自殺者の職業（七戸町／平成25年～令和4年）

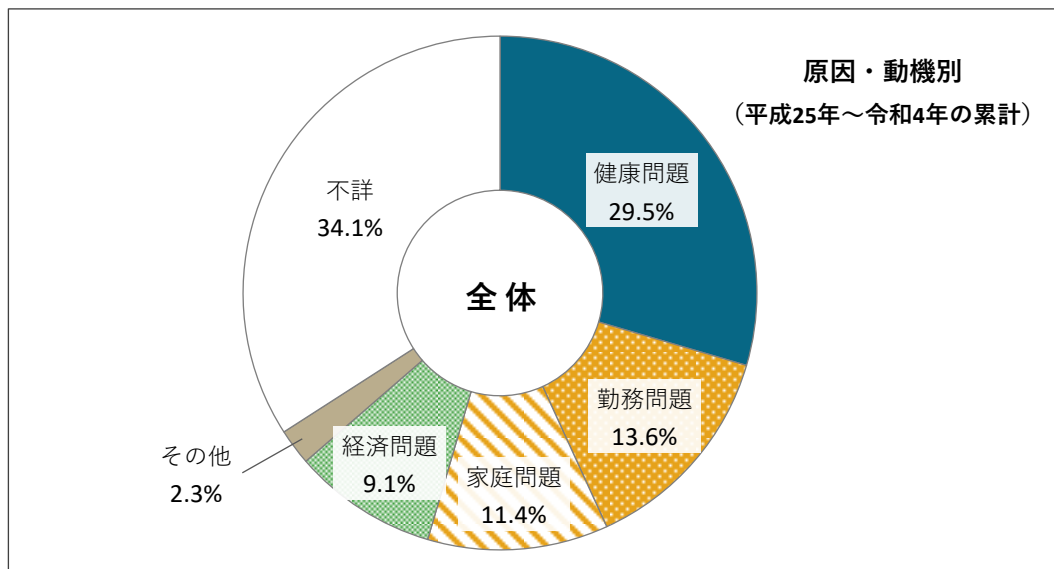


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6) 自殺の原因・動機

町の自殺の原因・動機は、「健康問題」が29.5%と最も高く、次いで、「勤務問題」(13.6%)、「家庭問題」(11.4%)の順となっています。

■自殺の原因・動機（七戸町／平成25年～令和4年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(7) 60歳以上の自殺者の内訳

町の60歳以上の自殺者の内訳を平成29年～令和3年でみると、全国割合と比べて、「80歳以上男性・同居人あり」と「80歳以上女性・同居人あり」がそれぞれ21.4%と高くなっています。

■七戸町の自殺者の内訳（60歳以上）

性別	年齢階級	同居人の有無（割合）		全国割合	
		あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	7.1%	7.1%	14.0%	10.4%
	70歳代	7.1%	7.1%	15.0%	8.0%
	80歳以上	21.4%	0.0%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	7.1%	0.0%	8.7%	2.8%
	70歳代	7.1%	7.1%	9.1%	4.3%
	80歳以上	21.4%	7.1%	6.9%	4.3%

資料：七戸町地域自殺実態プロフィール2022

3. 意識調査結果

(1) 地域福祉とこころの健康に関する意識調査

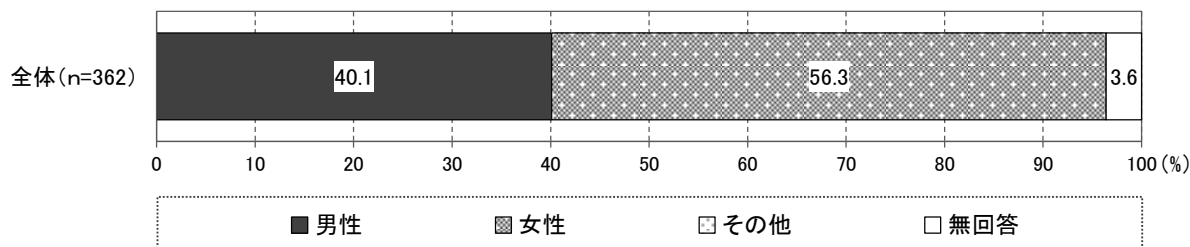
本計画の策定にあたって、町民の皆様の健康と福祉の充実をめざす「地域福祉計画」と「自殺対策計画」及び「障害計画」を包括して、町民の皆様の福祉に関するお考えをお聞きし、計画策定の基礎資料とするために、意識調査を実施しました。

調査対象	令和5年8月1日現在、町内に住民票を有する18歳以上の町民
抽出方法	年齢男女を考慮し、無作為抽出法により抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年8月4日～令和5年8月18日
回収結果	配布数：1,000件 有効回収数：362件（無効回答数：0）（有効回収率：36.2%）

本計画策定の基礎資料とするために「地域福祉とこころの健康に関する意識調査」における「こころの健康」に関連する設問を以下に抜粋します。

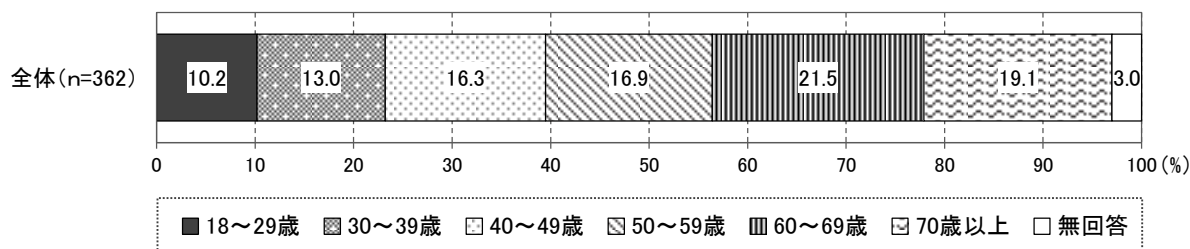
■回答者の性別

性別は、「男性」が40.1%、「女性」が56.3%となっています。



■回答者の年齢

「60～69歳」が21.5%と最も高く、次いで、「70歳以上」(19.1%)、「50～59歳」(16.9%)の順となっています。

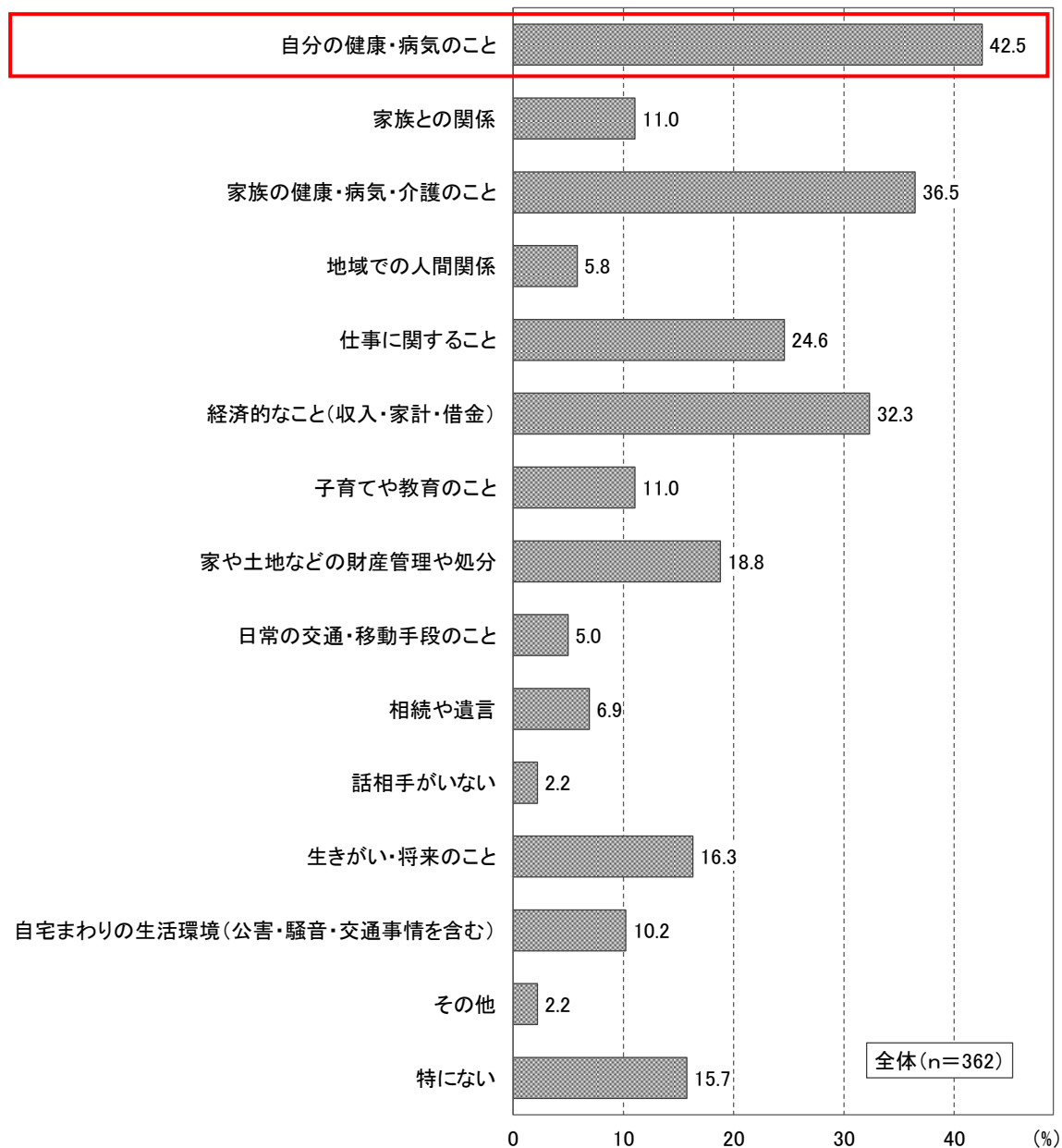


※ 次ページ以降で、特に着目すべき結果のみを抜粋して掲載します。

質問内容

あなたご自身が不安に思っていることや悩んでいることはありますか。
【複数回答可】

「自分の健康・病気のこと」が42.5%と最も高く、次いで、「家族の健康・病気・介護のこと」(36.5%)、「経済的なこと(収入・家計・借金)」(32.3%)の順となっています。



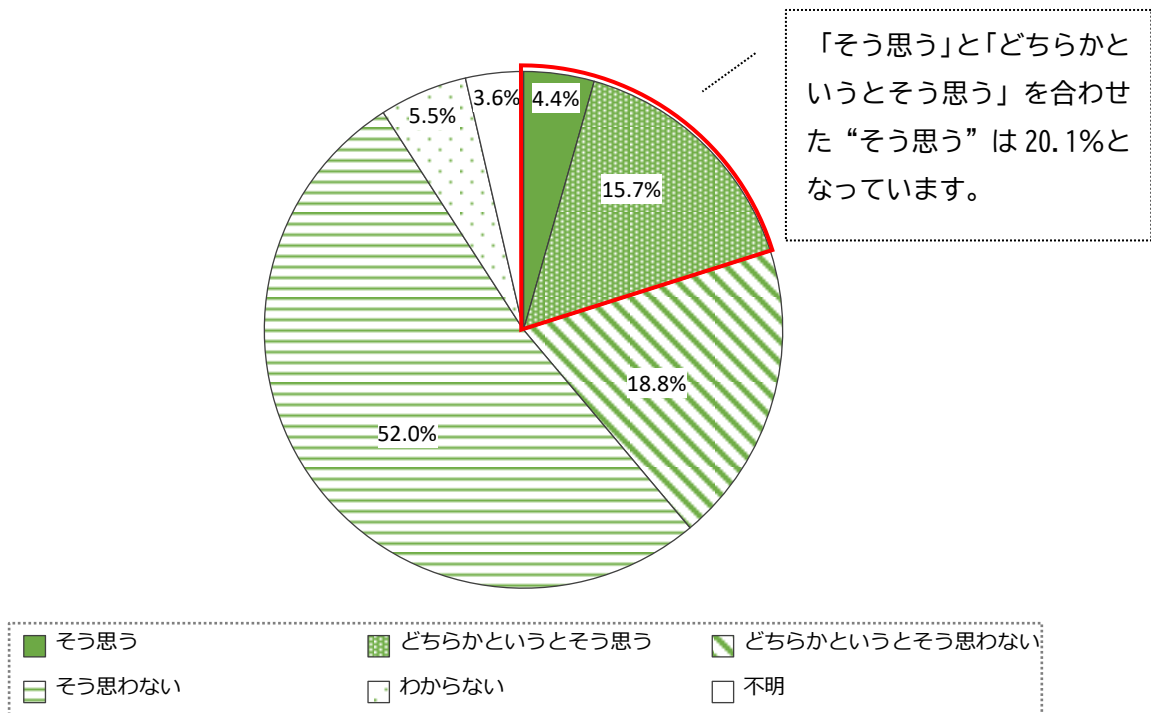
質問内容

あなたは、悩みやストレスを感じた時に助けを求めたり、誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思いますか。

全体では、「そう思わない」が52.0%と最も高く、次いで、「どちらかというと思わない」(18.8%)の順となっています。

「そう思う」と「どちらかというと思おう」を合わせた“そう思う”が、20.1%となっています。性別で見ると、男性が女性より高くなっています。年齢層別で見ると、60～69歳で“そう思う”の割合が高くなっています。

辛いことや悩みごとを誰かに相談することはストレス対処法のひとつであること、また、匿名の電話で相談できる窓口の周知を強化していく必要があります。

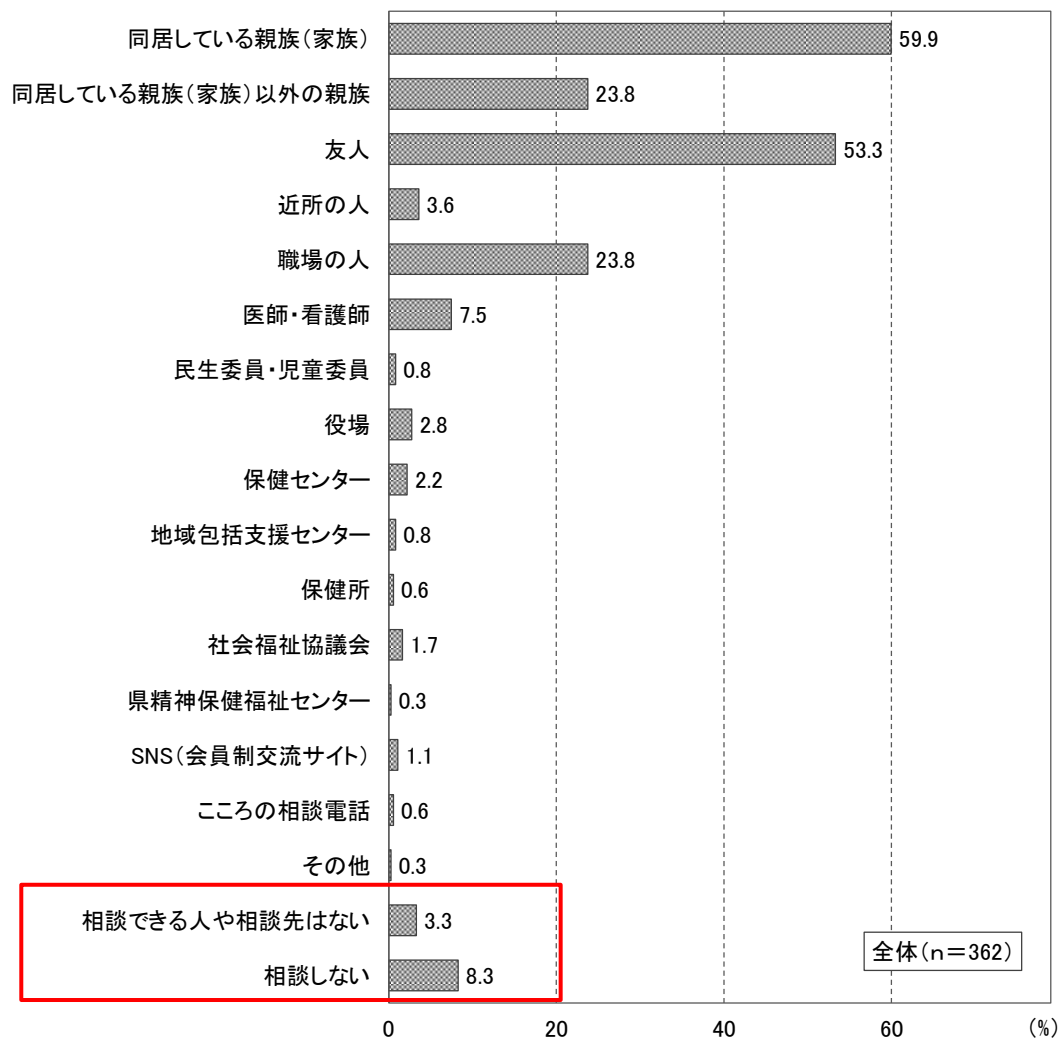


質問内容

あなたは、悩みや不安があるときにだれ（どこ）に相談しますか。
【複数回答可】

「同居している親族（家族）」が59.9%と最も高く、次いで、「友人」（53.3%）、「同居している親族（家族）以外の親族」・「職場の人」（23.8%で同率）の順となっています。

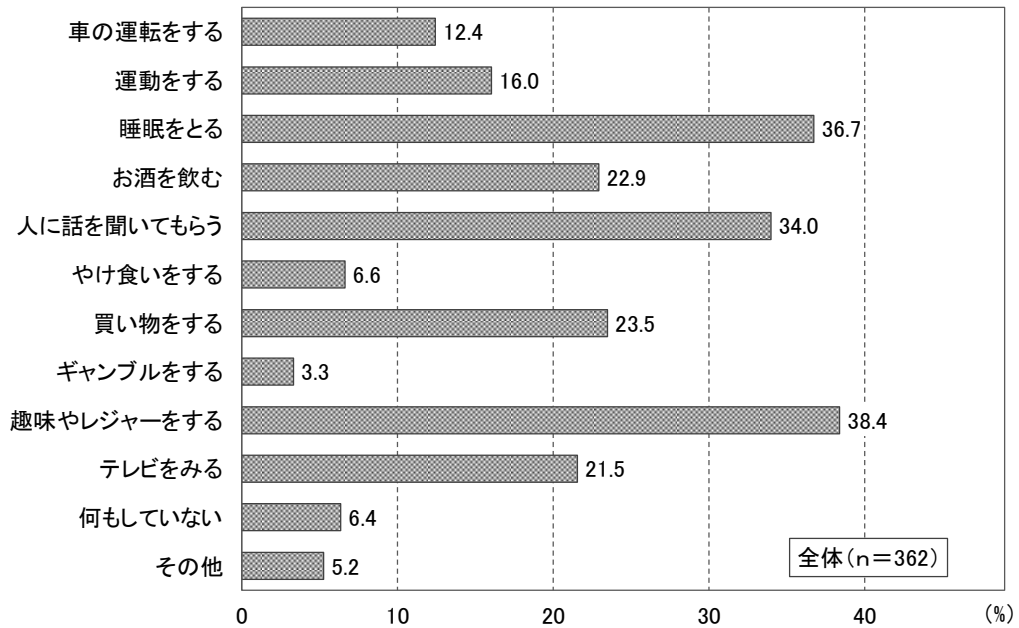
役場は2.8%に留まっており、相談窓口の周知を図り、適切な機関につなげられるよう庁内で連携し、相談体制の強化を図る必要があります。



質問内容

あなたは、悩みやストレスを解消するために行っていることはありますか。
【複数回答可】

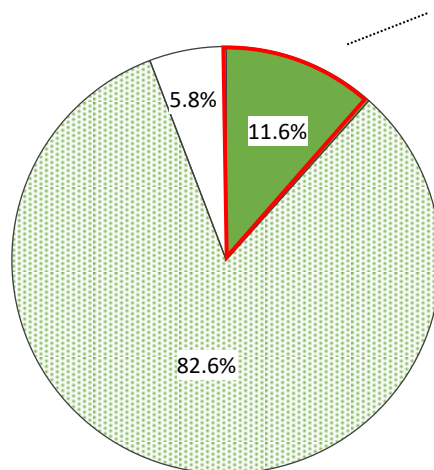
「趣味やレジャーをする」が38.4%と最も高く、次いで、「睡眠をとる」(36.7%)、「人に話を聞いてもらう」(34.0%)の順となっています。男女別でみると、男性では「趣味やレジャーをする」(44.8%)に次いで「お酒を飲む」(35.2%)の順となっています。女性では「人に話を聞いてもらう」(48%)に次いで「睡眠をとる」(42.6%)の順となっています。



質問内容

あなたの家族で飲酒のことで困ったことはありますか。

全体では、「いいえ」が82.6%と高く、「はい」が11.6%となっています。



「はい」(11.6%)と答えた方の具体的内容は以下のようになっています。

- ・夫
- ・父
- ・祖母
- ・義父
- ・兄弟
- ・親
- ・おじ

■ はい

■ いいえ

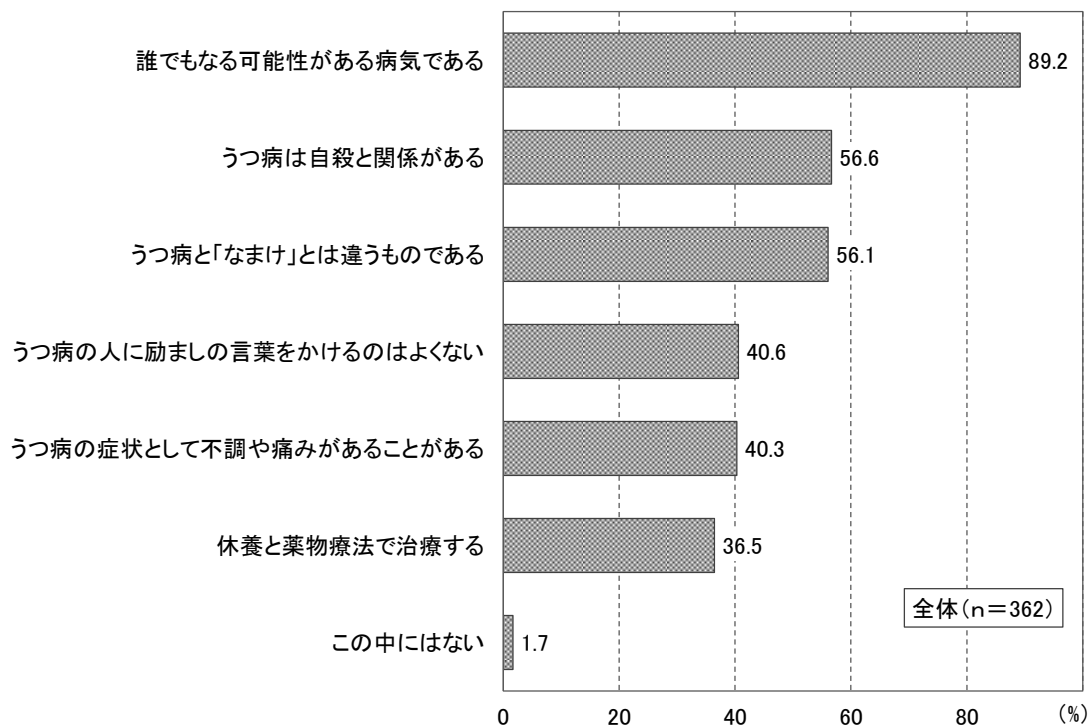
□ 無回答

質問内容

うつ病について、正しいと思うものはどれですか。【複数回答可】

「誰でもなる可能性がある病気である」が89.2%と最も高く、次いで、「うつ病は自殺と関係がある」(56.6%)、「うつ病と「なまけ」とは違うものである」(56.1%)の順となっています。

「うつ病は自殺と関係がある」は(56.6%)となっており、うつ病と自殺には強い相関関係があることや、適切な治療とケアによって予防が可能であることの啓発が必要です。



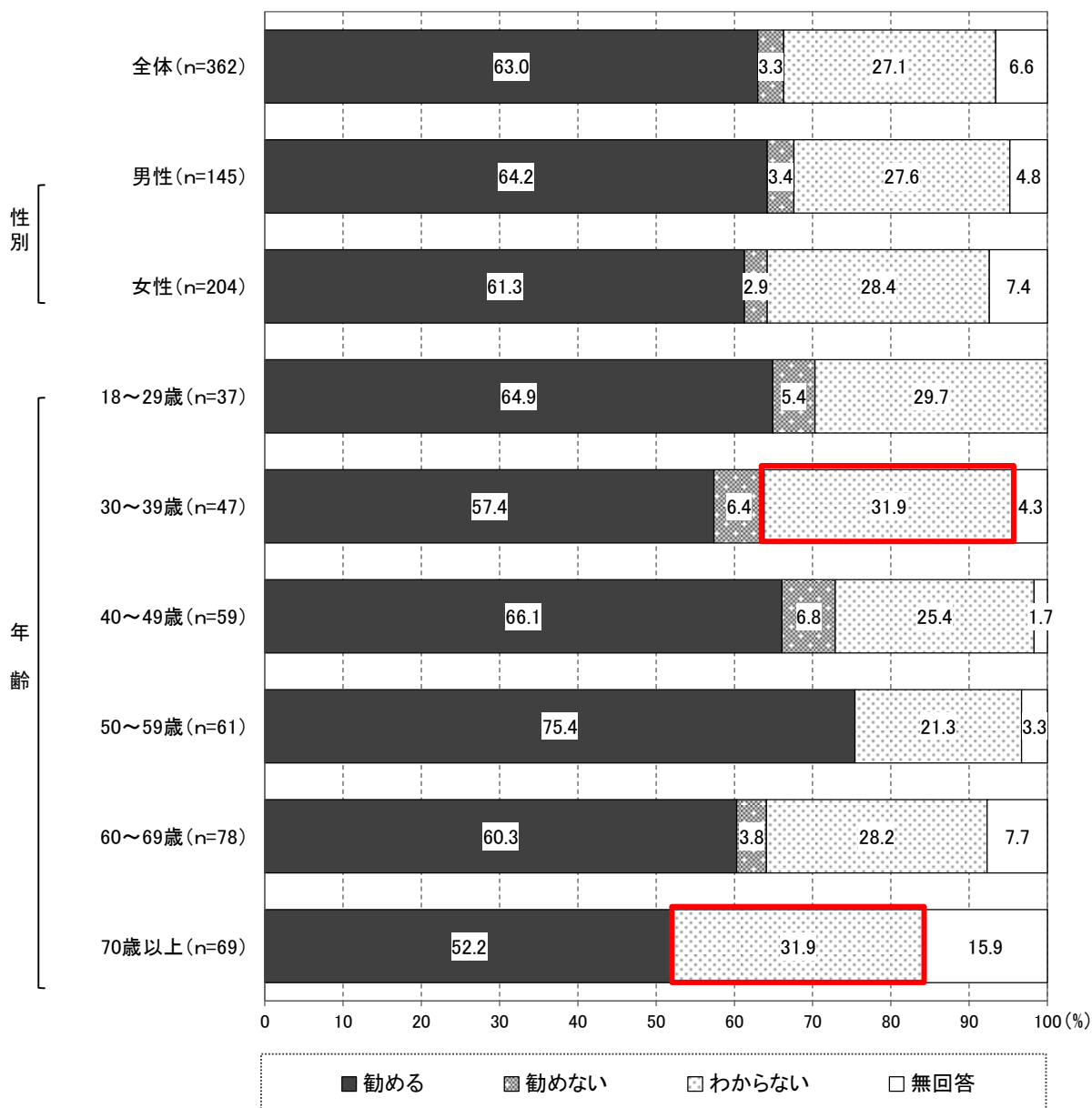
質問内容

もし仮に、あなたが、家族や身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口へ相談することを勧めますか。

全体では、「勧める」が63.0%と最も高く、次いで、「わからない」(27.1%)、「勧めない」(3.3%)の順となっています。

年齢層別で見ると、30歳代と70歳以上で「わからない」が31.9%と他の年代と比較して高くなっています。

うつ病は、適切な治療とケアによって予防が可能であることの啓発が必要です。



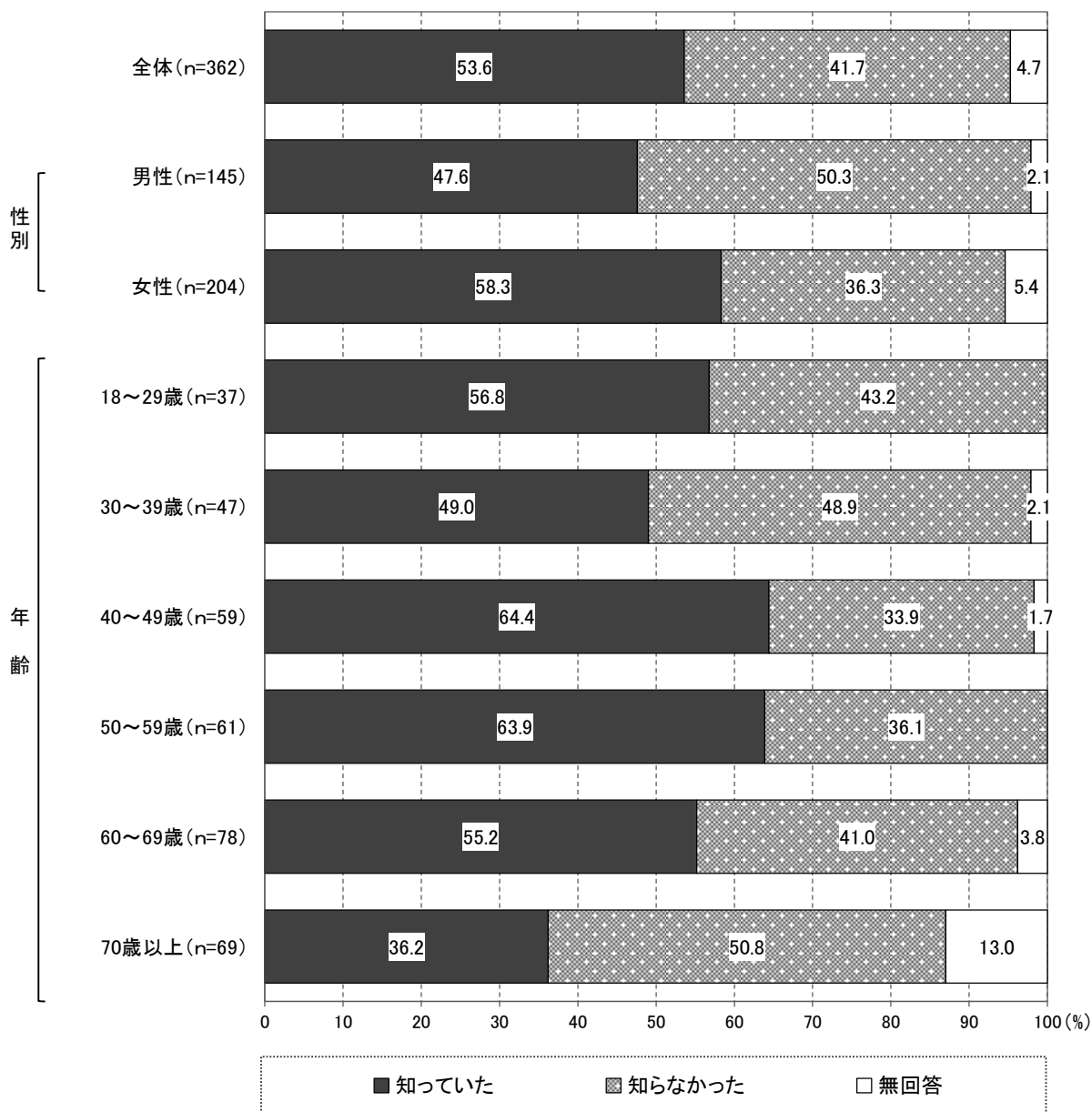
質問内容 あなたはうつ病の相談・受診先を知っていましたか。

全体では、「知っていた」が53.6%、「知らなかった」が41.7%となっています。

性別で見ると、「知っていた」が、女性が58.3%と男性47.6%より高くなっています。

年齢別にみると、30歳代と70歳以上の男性で「知らなかった」が他の年代と比較して高くなっています。

男性に対する相談窓口に関する普及啓発を強化する必要があります。



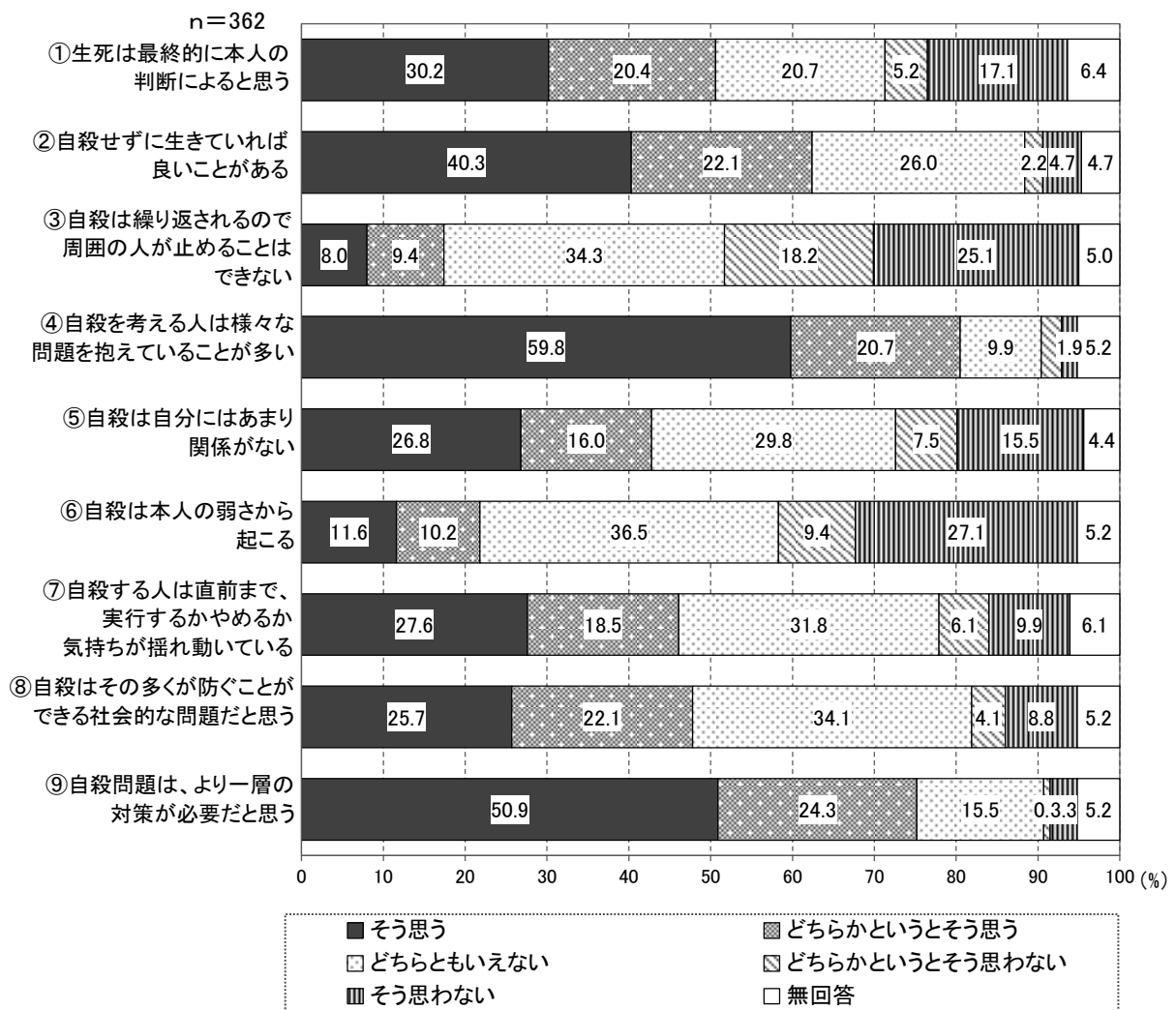
質問内容

あなたは「自殺」についてどのように思いますか。(①～⑨)

「④自殺を考える人は様々な問題を抱えていることが多いと思うか」は、「そう思う」が59.8%と最も高く、次いで、「どちらかというと思う」(20.7%)の順となっています。

「⑨自殺問題は、より一層の対策が必要だと思う」は、「そう思う」が50.9%と最も高く、次いで「どちらかというと思う」(24.3%)の順となっています。

自殺の要因は、社会の多様化に伴って複雑化・複合化しており、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られた対策が求められます。

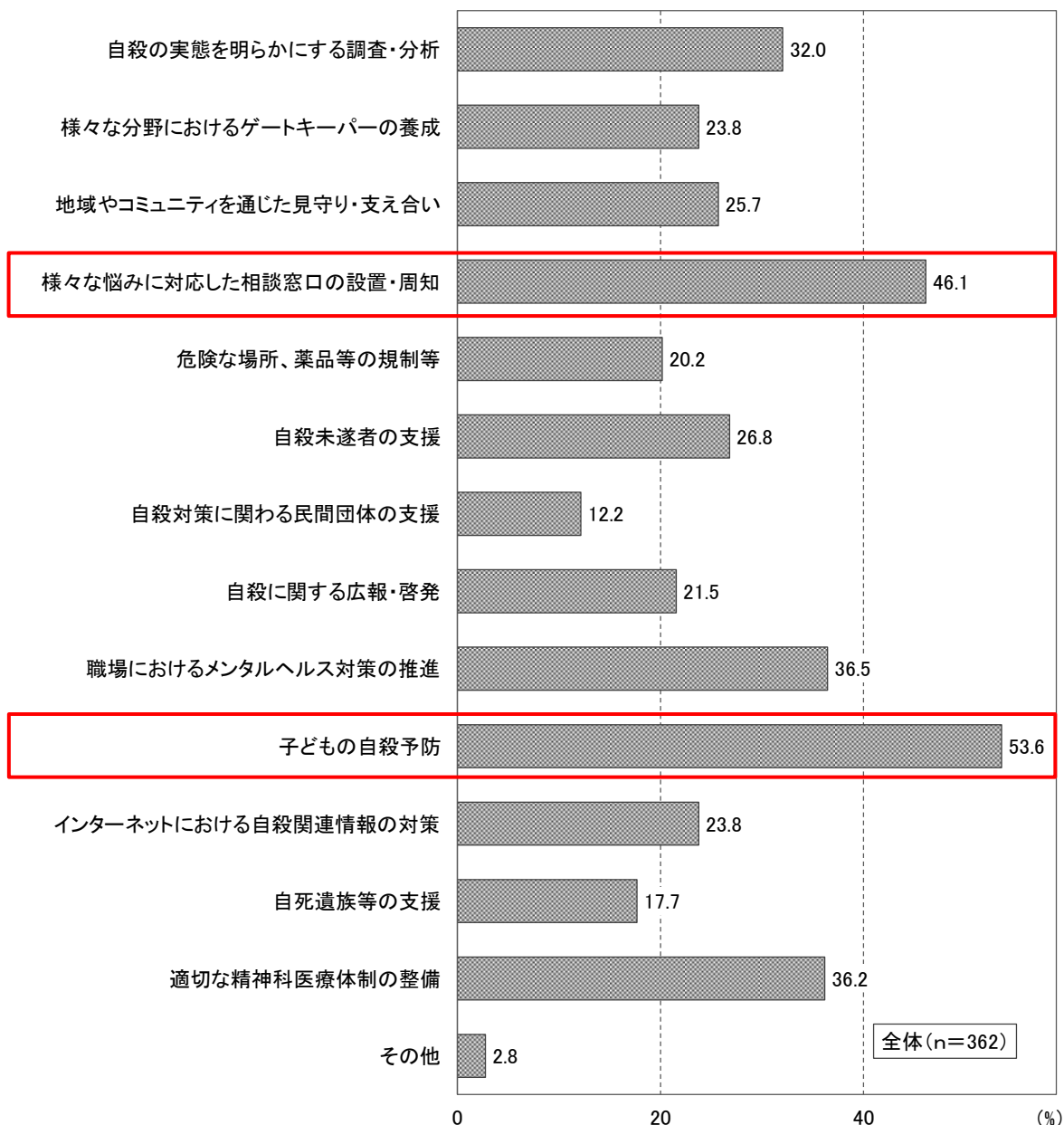


質問内容

今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。(複数回答可)

「子どもの自殺予防」が53.6%と最も高く、次いで、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置・周知」(46.1%)、の順となっています。

子どもの自殺対策をさらに推進するとともに、引き続き相談窓口の周知を図り、相談体制の強化を図る必要があります。



質問内容

こころの健康の維持増進、自殺予防対策を進めるにあたり、ご意見ご要望があれば、ご自由にお書きください。

以下のようなご意見がありました。

自殺そのものより、いじめや経済支援・介護支援などの自殺の原因となり得るものの対策を講じる方が大切。
助けを求められずに苦しんでいる人、誰かを無意識に傷つけている人がたくさんいる。「困ったら相談してください」では助けが間に合わない。
予防対策で自殺の不安を煽らずに、安心できる人間関係の形成や、信頼できる相談先の設置・周知に力を入れてほしい。
自殺を考える人は対人関係に悩んでいる。孤独にならないような対策・イベントを開催してほしい。
自分を大切にしてくれる・甘えられる場所があれば、誰もが自信や希望が持てる。笑顔でやさしく対応してもらえる場所があれば、自殺予防にもつながる。
幼少期から、困りごと・悩みごとがあったときの対処法を教育すべき。身近な人に言えないときに、どうすべきかが記憶の片隅にあれば少し安心だ。
うつ病予防対策に取り組んでほしい。病院に行きたくない人をどう治療につなげていくのが大事だと思う。
様々な悩みの種類に対応できるスペシャリストの養成が必要。
閉鎖的な地域なので難しいと思うが、相談・支援を積極的に行ってくれる場所が増えると嬉しい。雇用や観光につながるのではないかと思う。使用されていないグラウンドや体育館を整備・開放し、もう少し人が動く町になってほしい。
大人も子どもも SNS と適度な距離を保つべき。そのために地域の交流イベントなどを行うとよい。
困ったことを気軽に相談できる場所がほしい。自殺という言葉ではなく、別の名称で活動していれば相談しやすい。
子どもの頃から頑張り過ぎないことを教育してほしい。
自殺につながる状況のもっと手前の活動が必要。
声かけによる自殺防止。声かけをすることが悪いことではないと思える世の中にする。
子どものいじめ問題等、若い頃からの教育が必要。教師への学びや、学び直しも必要。
おせっかい過ぎるくらい踏み込むやり方もよいのではないかと思う。
誰でも1度は死にたいと思うような経験はある。行事やイベント・講演会等、少しずつの開催を。
自殺の原因・年齢等を分析し、それに対する支援・見守りが必要。世の中の状況により、自殺原因は変わってきているので難しいが、地域で家族状況・経済状況の聞き取りが必要。
小中学校の相談室の活用。リラックスできる場、逃げられる場づくり。
医療機関の充実を望む。
悩んでいる人の小さな変化に気づき、やさしい声かけ・相手が話せるゲートキーパー ² が必要。

² 巻末の資料編 62 ページを参照。

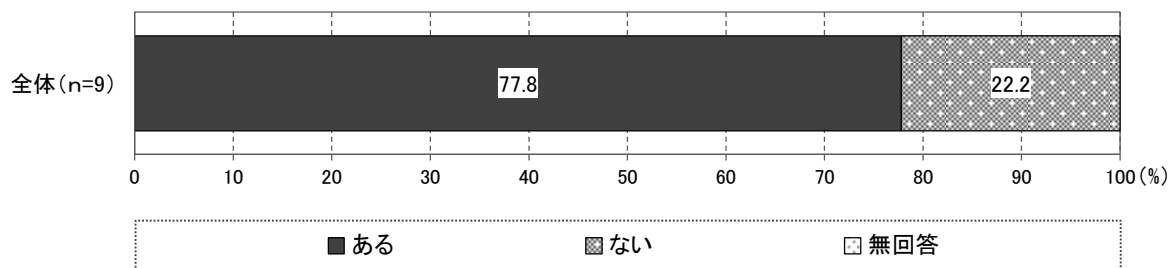
(2) 関係施設・団体調査

本計画の策定にあたって、「生きる支援」に関する施設や団体へ、計画策定の基礎資料とさせていただきますために、意識調査を実施しました。

調査対象	町内に事業所を有する関係施設及び団体
調査方法	対面配布・郵送回収、聞き取り
調査期間	令和5年8月31日～令和5年9月12日
回収結果	配布数：15件 有効回収数：9件（無効回答数：0件）（有効回収率：60%）

質問内容	貴施設・団体で実践するところの健康づくり・メンタルヘルス ³ に関する取組はありますか？
------	---

「ある」が77.8%、「ない」が22.2%となっています。

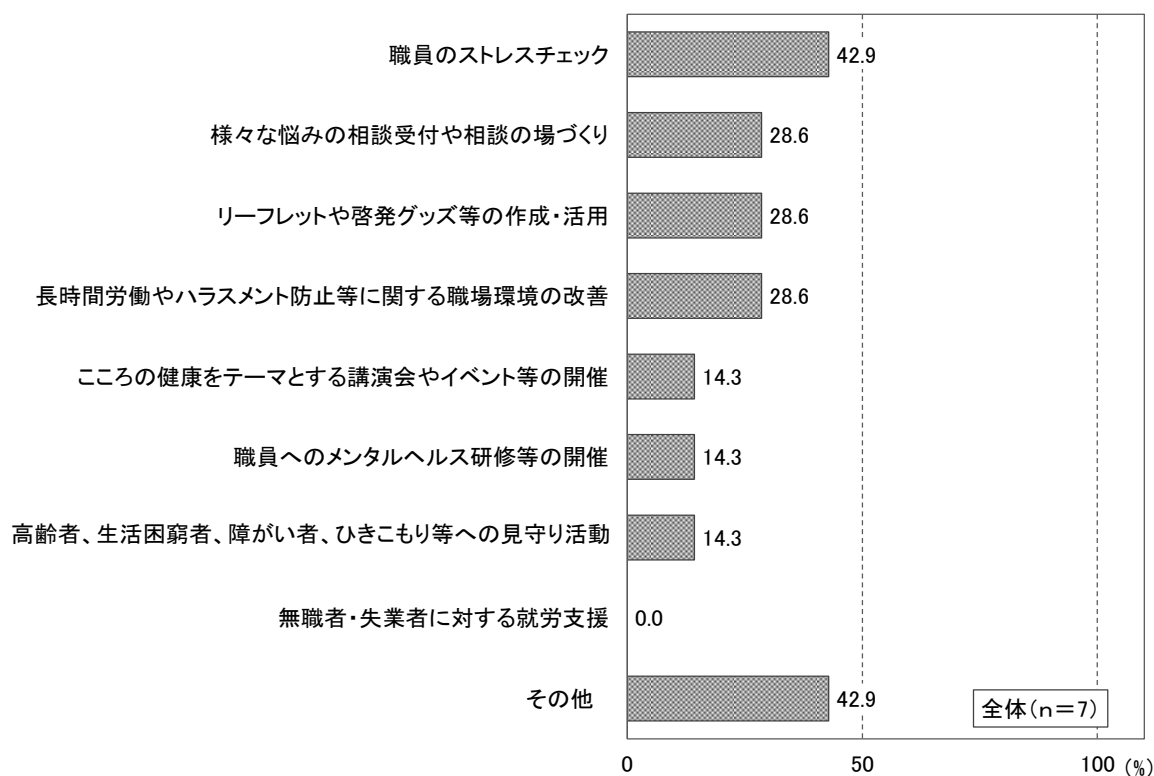


³ 巻末の資料編 62 ページを参照。

質問内容

どのような取組ですか？（複数回答可）

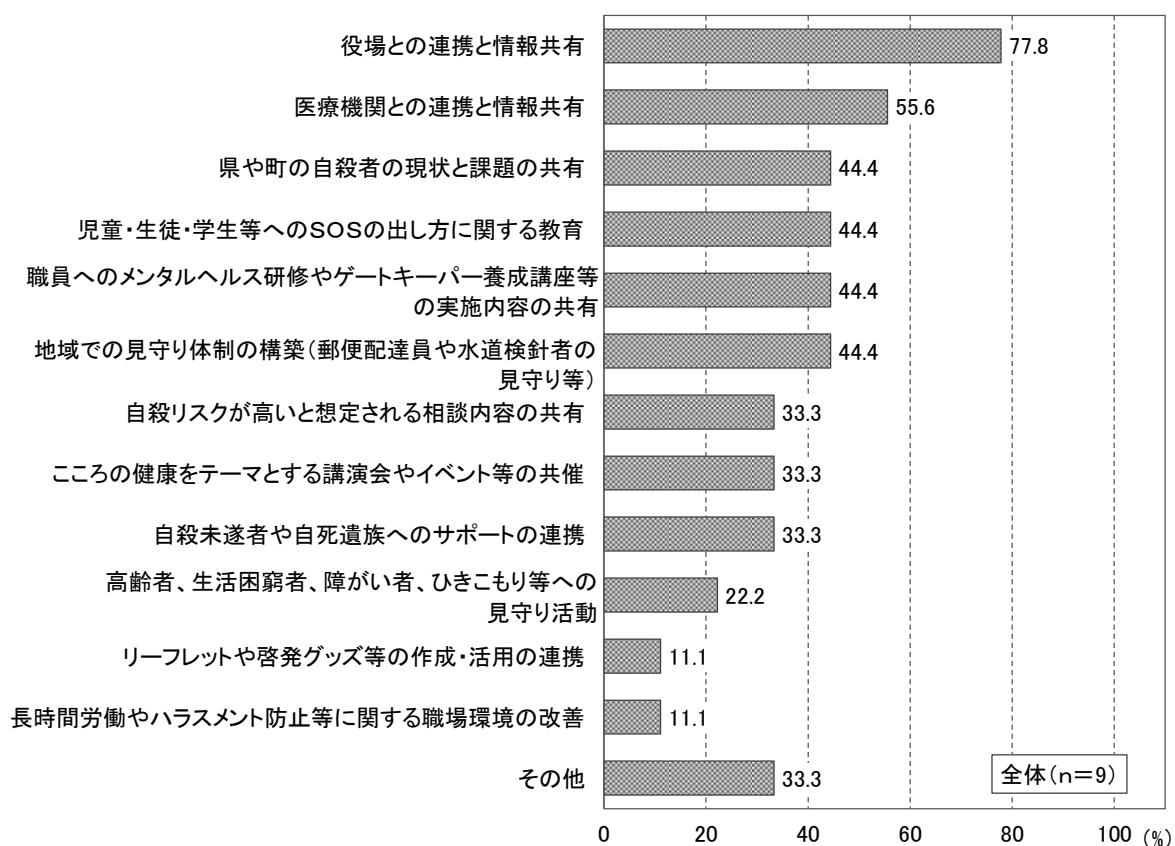
その他（42.9%）を除くと、「職員のストレスチェック」が 42.9%と最も高く、次いで、「様々な悩みの相談受付や相談の場づくり」・「リーフレットや啓発グッズ等の作成・活用」・「長時間労働やハラスメント防止等に関する職場環境の改善」（28.6%で同率）の順となっています。



質問内容

全町的な体制をつくるための第一段階として、町行政が貴施設・団体と連携を強化するために、どのようなことを行っていくべきと考えますか。(複数回答可)

「役場との連携と情報共有」が 77.8%と最も高く、次いで、「医療機関との連携と情報共有」(55.6%)、「県や町の自殺者の現状と課題の共有」・「児童・生徒・学生等へのSOSの出し方に関する教育」・「職員へのメンタルヘルス研修やゲートキーパー養成講座等の実施内容の共有」・「地域での見守り体制の構築(郵便配達員や水道検針者の見守り等)」(44.4%で同率)の順となっています。



(3) 町民意識調査から見えた課題

町の現状や各種調査等から、次のとおり本計画で取り組んでいく課題を整理します。

■町民意識調査より

- 役場や保健所等、公的機関の相談窓口の周知と庁内連携を通じた相談体制の強化
- うつ病と自殺には強い相関関係があり、適切な治療とケアによって予防が可能であることの啓発
- 自殺予防にかかる保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携
- 子どもの自殺対策の強化

■関係団体調査より

- 各種相談窓口や支援機関のネットワークを強化
- 複雑化・複合化した生活課題に対する制度や分野を超えた一体的な支援
- 教職員や保護者への講話や研修
- 相談しやすい人材、行政との連携、近所の人声かけ等の充実
- 町行政がもつ情報を関連施設と共有できるシステムの構築

(4) これまでの取組と評価

前期計画の最終評価は以下のとおりです。

【評価手法】

A:目標値に達した 現行計画の目標値に対して実績値が到達した
 B:変わらない 計画策定時の現状値(ベースライン値)に対してもほとんど変化がない
 C:達しなかった 現行計画策定時の現状値(ベースライン値)に到達しなかった
 D:評価困難 データがないため、判定不能

施策分野	指標の内容	現状値 令和元年度	目標値 令和5年度	実績値	評価
地域におけるネットワークの強化	いのち支える自殺対策推進本部会議	平成30年度設置	年1回以上	年1回	A
	いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会	平成30年度設置	年1回以上	年1回	A
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー研修会	年1回	年1回以上	年1回	A
住民への啓発と周知	町広報誌での啓発	年2回	年2回以上	年2回	A
	町ウェブサイトでの啓発	年2回	年2回以上	年2回	A
	こころの健康づくり講演会	平成26年度まで年1回	年1回以上	コロナ禍のため実施なし	D
	成人式での啓発	実施	現状維持	実施	A
	「ゲートキーパー」という言葉を知っている人の割合(アンケート調査)	2.5%	30%	27%	C
	9月「自殺予防週間」及び3月「自殺対策強化月間」だと知っている人の割合(アンケート調査)	3.4%	30%	46.9%	A
生きることの促進要因への支援	死亡届出時のチラシの配布率	—	100%	100%	A
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	小学4年生対象「心が元気になる教室」	各小学校1回ずつ	現状維持	実施	A
高齢者への対策	民生委員・児童委員による65歳以上一人暮らし高齢者世帯訪問	月1回程度	現状維持	実施	A
生活困窮者への対策	生活困窮者自立相談支援各種納付相談	随時実施	現状維持	実施	A

第3章 計画の理念と体系

1. 計画のめざす姿

**誰も自殺に追い込まれることなく
人と人がつながり、いのち支えあう七戸町**

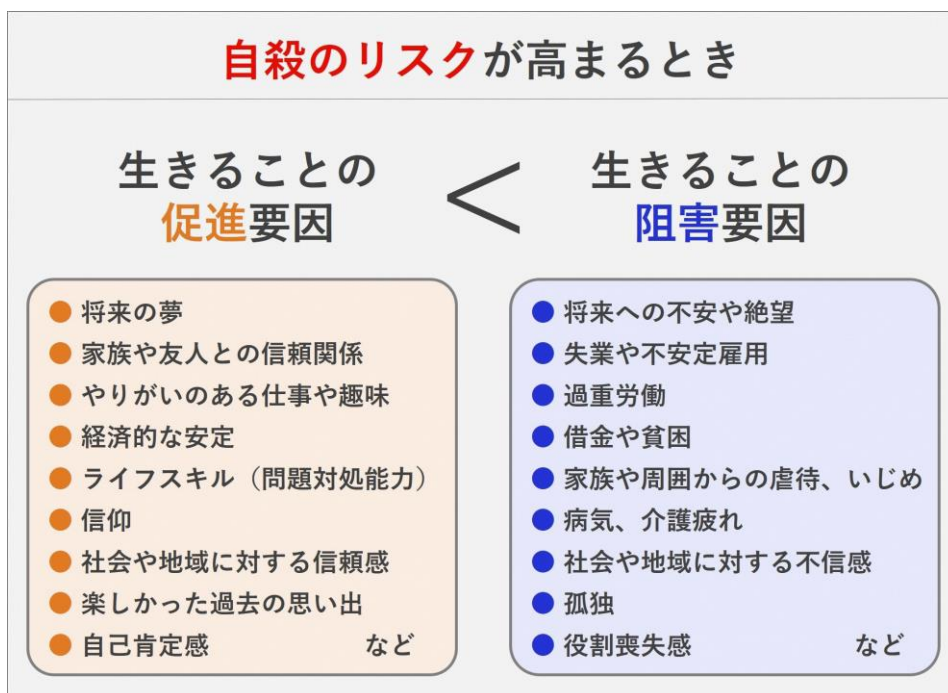
町では、これまでの自殺対策計画において、「いのち支えあう七戸町～誰も自殺に追い込まれることのない七戸町をめざして～」を計画のめざす姿としてきました。

本計画では、新たに「誰も自殺に追い込まれることなく人と人がつながり、いのち支えあう七戸町」を基本理念として取組を推進します。

自殺対策計画の主目的には、「生きることの阻害要因」（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らし、「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やして、全世代を対象に自殺リスクを低下できることがあります。

そのため町としては本計画をもとに全庁あげて自殺対策に取り組むとともに、関係機関、地域住民、企業とも連携し、啓発や教育により住民の意識を変えながら、自殺を未然に防ぐ施策の実施や体制の構築をめざします。

■生きることの促進要因と生きることの阻害要因のイメージ図



出典：厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター

2. 本計画の数値目標

令和4年10月14日閣議決定の「自殺総合対策大綱」では、前大綱における令和8年までに、人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率を13.0以下、また、平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させ、先進諸国の水準まで減少させることを引き続き、目標としています。

また、「青森県自殺対策計画」（平成30年3月策定）では、国の目標を踏まえ、令和8年までに自殺死亡率を平成28年（21.0）と比べ30%以上減少させ、自殺死亡率を14.7、自殺者数を171人以下とするために計画期間中の目標値には、令和5年までに自殺死亡率を16.6、自殺者数193人以下とすることをめざすとしています。さらに、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）」においては、誰も自殺に追い込まれるこのない青森県の実現のために、令和11年の目標値を自殺死亡率12.8以下と設定しています。

町においては、平成27年の自殺死亡率は29.8となっています。その値に対して「自殺総合対策大綱」の目標を当てはめ、平成27年から自殺死亡率の30%以上の減少と、自殺死亡率を令和8年までに20.9以下にすることをめざします。さらに、その後の計画最終年度である令和10年に至るまで、この自殺死亡率20.9以下を維持・継続できる体制の構築に努めることとします。

	基準年	現状値	目標値
国	自殺死亡率18.5 (平成27年)	自殺死亡率17.3 (令和4年)	自殺死亡率13.0以下 (令和8年)
青森県	自殺死亡率21.0 (平成28年)	自殺死亡率19.5 (令和4年)	自殺死亡率14.7 (令和8年)
七戸町	自殺死亡率29.8 (平成27年)	自殺死亡率20.1 (令和4年)	自殺死亡率20.9以下 (令和8年)

3. 計画の基本方針

本計画の基本理念を実現するため、「自殺総合対策大綱」の基本方針にのっとり、次の6つの基本方針を設定します。

基本方針1 生きることの包括的な支援として推進

- 一人ひとりの生活を守る自殺対策として、失業や多重債務、生活困窮などの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組とともに、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させるとともに、「生きることの包括的な支援」として推進します。

基本方針2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

- 様々な悩みを抱えた人がたどり着いた相談先で、必要な支援を受けることができるよう、それぞれの分野の支援機関が自殺対策の一環を担っているという意識を共有し、有機的な連携を深めることを推進します。
- 制度の狭間⁴にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人等を地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組や、生活困窮者自立支援制度等と一体的に取り組み、効果的かつ効率的に展開していきます。

基本方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

- 自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、関係機関等による実務者連携で行う「地域連携のレベル」、法や計画等による「社会制度のレベル」の3つを連動させ、総合的に推進することが重要です。
また、時系列的な対応として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

基本方針4 実践と啓発を両輪として推進

- すべての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

- 「誰も自殺に追い込まれることなく 人と人がつながり いのち支えあう七戸町」を実現するためには、町、国や県、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して国をあげて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

- 自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉を不当に侵害することのないよう、生活の平穩に十分配慮して自殺対策に取り組めます。

⁴ 巻末の資料編 62 ページを参照。

4. いのち支える自殺対策における取組

全国的に実施されることが望ましいとされている基本的な取組を、町の基本施策として推進していきます。

基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒へのSOSの出し方に関する教育

町の自殺の原因・動機等の傾向から、優先的な課題と考えられる「高齢者」、「生活困窮者」を対象とした施策について、重点施策として取り組んでいきます。

重点施策

1. 高齢者への対策
2. 生活困窮者への対策

第4章 基本施策の展開

1. 地域におけるネットワークの強化

自殺に至る背景として、家庭、学校、職場におけるトラブルや健康問題、経済的困窮等、様々な要因が複雑に絡んでいます。そのため、関係機関が連携・協力して実効性ある支援を行えるよう、自殺対策にかかる相談支援体制の充実とネットワーク機能の強化を進めます。

【関連する町の施策・事業（抜粋事業）】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	七戸町いのち支える自殺対策推進本部	町長をトップとした全所属課長で構成される庁内組織であり、町長のリーダーシップのもと、全庁をあげて緊密な連携と協力により、自殺対策に取り組みます。	保健福祉課 全課
2	七戸町いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会	保健、医療、福祉、職域、教育、地域団体など、幅広い関係機関や団体で構成される組織であり、町の自殺対策に関する協議を行います。	保健福祉課 関係団体
3	健康づくり推進協議会	町の健康課題と自殺対策について、保健、医療、教育、職域、地域団体などの関係機関や団体で、総合的に協議します。	保健福祉課 関係団体
4	相談窓口担当者連携会議	相談窓口の担当者間での情報・意見交換を行い、相談した人を適切な機関につなげられるよう連携し、相談体制の強化を図ります。	保健福祉課 関係課
5	生活保護及び生活困窮者支援に関する業務	青森県社会福祉協議会と連携し、相談支援・就労支援・家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をします。	保健福祉課 青森県社会福祉協議会 福祉事務所 関係課
6	要保護児童対策地域協議会	児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行います。	こどもみらい課
7	いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等の対策を推進するための協議を行い、関係機関や団体との連携を図り、七戸町小中学校におけるいじめの未然防止、早期発見・対応に取り組みます。	学務課
8	暮らしの相談会	家族関係や金銭・借金問題、また事件・事故問題等について弁護士による無料相談を行います。	企画調整課

No.	事業名	事業内容	担当課
9	地域ケア個別会議	介護支援専門員、病院相談員、薬剤師等の会議メンバーが集い、支援対象者やその家族が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぎます。	介護高齢課
10	高齢者見守りネットワークの推進	民生・児童委員、ほのぼの協力員による訪問活動などを通じ、地域で見守りが必要な高齢者を支える体制を構築し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。	介護高齢課

【指標】

項目	評価対象の取組	現状	目標
		令和5年度	令和10年度
地域におけるネットワークの強化	いのち支える自殺対策推進本部会議	年1回	年1回以上
	いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会	年1回	年1回以上

2. 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクのある人の早期発見と対応のため、そのサインに気づき、話を聴き、見守りながら必要な支援機関につなげることができる人材の育成を推進する必要があります。

そのため、町職員や専門職、経営者等が町民のSOSに気づき、関係機関と連携・支援できる研修機会の充実により、人材育成と資質の向上を図ります。

【関連する町の施策・事業（抜粋事業）】

	事業名	事業内容	担当課
1	ゲートキーパー研修会	家族や友人など身近にいる方の、自殺のサインに気づき、話を聴いて、必要な支援につなぐ人材を、地域レベルで育成します。	保健福祉課
2	民生委員・児童委員	65歳以上の一人暮らし高齢者世帯へ訪問し、声かけや生活状況の聞き取りをし、問題を抱えている場合は、適切な相談窓口へつなげます。	保健福祉課
3	保健協力員協議会	ゲートキーパー研修等を受講し、関係者同士の連携を深め、地域で気になる方を早期に察知して必要な機関へつなぐ等の対応を行います。	保健福祉課
4	食生活改善推進員協議会	研修等を受講し、自殺対策の情報共有を図ります。地域活動では、食生活に関する情報発信するとともに、地域で気になる方を必要な機関へつなぐ等の対応を行います。	保健福祉課
5	要保護児童対策地域協議会	児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行います。	こどもみらい課
6	養育支援訪問事業	養育支援訪問指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺予防の視点を加えた支援と必要な機関へつなぐ等の対応の強化を図ります。	こどもみらい課
7	放課後子ども教室推進事業	指導員を対象に地域協働関係の研修及びゲートキーパー研修を行うことで、地域住民と連携・協力し、自殺リスクの早期発見につなげます。	生涯学習課
8	ケアマネジャーの研修会	ケアマネジャーの資質向上のため、自殺対策の視点を取り入れた研修会を開催します。	介護高齢課

【指標】

項目	評価対象の取組	現状 令和5年度	目標 令和10年度
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー研修会	年1回	年1回以上

3. 住民への啓発と周知

様々な媒体による情報提供により、こころの健康維持や自殺予防に関する事柄を啓発します。また、自殺を考えている人、また自殺のサインに気づいた人が、相談機関や相談窓口の存在を知らなければ早期対応や適切な支援につなげられないことから、相談窓口の周知に努め、広報やホームページ、LINEなどを活用し広く周知します。

自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」と言えることから、「相談することで解決の糸口を探したり、心を軽くすることができる」という考えが共通認識となるよう啓発を図ります。

【関連する町の施策・事業（抜粋事業）】

	事業名	事業内容	担当課
1	こころの健康づくり啓発活動	町の広報誌やウェブサイト、自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)等にあわせて、自殺対策の情報を掲載し、周知します。また、庁内窓口や福祉関係機関、町内医療機関に相談窓口一覧表を作成・設置し、来所者の方へ相談窓口の周知をします。	保健福祉課
2	こころの健康づくり講演会	自殺とうつ・アルコールとの関連や、睡眠・食欲との関連など、自身の心の健康に関して、正しい理解や知識を深めるための機会をつくります。	保健福祉課
3	心の健診事業	全世帯に心の健診事業を周知するとともに、うつ病に関する情報発信を行います。 心の健診では、うつ病スクリーニングを行い、うつ病等の可能性がある方の早期発見・早期治療を推進し、必要時こころの相談を紹介します。青森県立保健大学の協力のもと実施します。	保健福祉課
4	保健協力員協議会	二十歳のつどいでのこころの健康づくり普及活動を行います。	保健福祉課
5	暮らしの相談会	家族関係や金銭・借金問題、また事件・事故問題等を弁護士による無料相談をきっかけに、問題の解決と自殺リスクの低減に向けた支援につなぎます。	企画調整課
6	広報誌の発行	広報しちのへに自殺対策の内容を掲載します。	企画調整課
7	まつり開催事業	自殺対策（生きることの包括的な支援）に関するブース展示や、資料配布を行います。	商工観光課

【指標】

項目	評価対象の取組	現状 令和5年度	目標 令和10年度
住民への啓発と周知	町広報誌での啓発	年2回	年2回以上
	町ウェブサイトでの啓発	年2回	年2回以上
	(新) 心の健診実施	実施	実施
	二十歳のつどいでの啓発	実施	年1回
	9月「自殺予防週間」及び3月「自殺対策強化月間」だと知っている人の割合（アンケート調査）	46.9%	50%
	(新) 「悩みやストレスを感じた時に助けを求めたり、誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う・どちらかというと思う」と回答する割合（アンケート調査）	20.1%	15%

4. 生きることの促進要因への支援

自殺対策計画の主目的には、「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、自殺リスクを低下させることがあげられます。

生活上の困りごとを解決するための支援や孤立を防ぐための居場所づくり及び自殺未遂者や遺された人への支援を関係機関と連携し推進します。また、専門職によるカウンセリングや、高齢者・女性のライフサイクルに応じた支援等、子どもに向けた危機回避能力の学習等、「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

【関連する町の施策・事業（抜粋事業）】

	事業名	事業内容	担当課
1	死亡届出時の情報提供	死亡届に訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続き等の情報を掲載したチラシを配布します。	保健福祉課 町民課 庶務課
2	相談業務 (家庭訪問・電話相談・りんごネットワーク、来所相談等)	相談者（自殺未遂者や自死遺族含む）の中で、自殺リスクの高い人の把握、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を図ります。また、必要時には、保健師・栄養士による家庭訪問を実施します。	保健福祉課
3	心の健診事業	心の健診（うつ病スクリーニング）を行い、うつ病等の可能性のある方の早期発見・早期治療を推進し、必要時こころの相談を紹介します。青森県立保健大学の協力のもと実施します。	保健福祉課
4	生活保護及び生活困窮者支援に関する業務	相談を受付した際には、申請受理のみではなく、生活状況の聞き取りをし、関係機関と連携し生活困窮自立相談等適切な支援につなげます。	保健福祉課 青森県社会福祉協議会 福祉事務所 関係課
5	新生児・産婦訪問事業	産後うつ対策として、新生児・産婦訪問で産後うつスクリーニングを用いて、産婦のメンタルを把握し産後うつ病の早期発見・早期治療につなげます。	こどもみらい課
6	こどもの医療費、手当等に関する事務	給付・助成の申請等受付時に、当事者や家族と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応を図ります。	こどもみらい課
7	スクールソーシャルワーカー ⁵ の設置、派遣	問題を抱える児童生徒に対して、学校の派遣依頼に応じ、学校・児童生徒・保護者を仲介し、環境・状況改善を図ります。	学務課
8	公民館講座に関する こと	参加者同士の交流を促進し、気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいがいづくりにつなげます。	中央公民館・ 南公民館
9	寿・柏葉大学講座に 関すること	高齢者の引きこもり防止と社会参加を促し、参加者同士の交流が促進されることで、生き生きとした生活を送ることができるよう、居場所づくりや生きがいがいづくりにして実施していきます。	中央公民館・ 南公民館

⁵ 巻末の資料編 62 ページを参照。

【指標】

項目	評価対象の取組	現状 令和5年度	目標 令和10年度
生きることの促進 要因への支援	死亡届出時のチラシの配布率	100%	100%
	産後うつスクリーニングの実施	実施	現状維持

5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒にこころの健康に関する正しい知識を身につけるとともに、「生きる包括的な支援」として、児童生徒が困難やストレスに直面した際には助けを求めてもよいこと・信頼できる誰かに相談することを学ぶ教育、さらに、その受け手となる教育従事者等に対して、「SOSの受け止め方」に関するスキルの取得等について教育機関と連携しながら推進します。

【関連する町の施策・事業（抜粋事業）】

	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの人権に関する教育及び人権啓発事務	電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談（子どもの人権SOSミニレター）を行っています。また、児童生徒が命の大切さについて考える機会として、各小中学生を対象とした人権教室を、学校や関係機関が連携して実施します。また、人権擁護委員や行政相談員が自殺対策の知識を持つことで、相談業務とともに、関係機関へとつなげます。	総務課
2	SOSの出し方教育	児童への「こころの健康教室」、生徒への「命の学習」や「生を見つめる学習」を通じて、生活上の困難や ストレスに直面した時の対処方法や、周囲の大人や相談機関に早めに助けを求める声をあげられる ような教育を推進します。	保健福祉課 各小中学校
3	中学生の命の学習、生を見つめる学習	学校と連携して町内の中学校で命の大切さや生について学ぶための講話・実技を実施しています。	こどもみらい課
4	学校へのスクールソーシャルワーカーの設置・派遣	問題を抱える児童生徒に対して、学校の派遣依頼に応じ、学校・児童生徒・保護者を仲介し、環境・状況改善を図ります。	学務課

【指標】

項目	評価対象の取組	現状 令和5年度	目標 令和10年度
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	小学4年生対象「こころの健康教室」	実施	各小学校で実施

第5章 重点施策の展開

第4章で示した基本施策のほかに、町における重点施策を次のとおり設定し、それぞれの分野における具体的な取組を展開します。

1. 高齢者への対策

高齢者の自殺対策については、自身や家族の健康不安、老老介護等の介護疲れ、うつ状態、孤立・孤独等への対応が求められます。寿命の延伸やライフスタイルの変化等の影響により、高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者が社会とかわりを保ちながら在宅生活を続けていくことは自殺対策の観点でも重要な視点です。

町の年齢層別の自殺者数を見ると、80歳以上の自殺者数が他の年代に比べ高い傾向にあり、今後も、保健・医療・福祉等の関係機関や団体等との連携を図りながら、それぞれの高齢者が持つ多様な背景や価値観に合わせた支援、働きかけを行います。

【関連する町の施策・事業（抜粋事業）】

	事業名	事業内容	担当課
1	民生委員・児童委員による65歳以上一人暮らし高齢者世帯訪問	月1回程度の訪問を通じて、声かけや生活状況についてお聞きしながら、必要時には適切な機関へつなぎます。	保健福祉課
2	相談業務 (家庭訪問・電話相談・りんごネットワーク、来所相談等)	高齢者は自身や家族の健康不安や介護疲れなど、複合的に悩みを抱えていることが多いことから、関係機関と連携を図りながら支援します。必要時には、保健師・栄養士による家庭訪問を実施します。	保健福祉課
3	盛年式事業	長寿を祝う会として七戸地区・天間林地区で盛年式を実施します。	介護高齢課
4	介護保険サービスに関すること（要介護認定訪問調査含む）	申請者には窓口で生活状況等の聞き取りを行い、ハイリスクな住民との接触の機会とし、適切な機関へつなげます。	介護高齢課
5	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	要介護の当事者やその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性があるため、困った時の相談先、ストレスへの対処法等の情報を提供し適切な機関へつなぎます。	介護高齢課
6	高齢者見守りネットワークの推進	各関係機関が見守り活動をする中で異変や問題に気づき、情報を役場に提供していただくことで、適切な機関や地域の見守りや支援につなぎます。	介護高齢課
7	認知症に関すること (認知症初期集中支援事業・キャラバンメイト・認知症サポーター養成等)	認知症について正しい知識を啓発し、高齢者が抱える問題を早期に察知し、適切な機関へつなぎます。また、認知症に関して、地域における気づき役となる担い手（認知症サポーター等）を拡充します。	介護高齢課

	事業名	事業内容	担当課
8	シルバー人材センターに関すること	就労は、経済面・精神面に大きな関係性があり、関係者間で情報を共有することにより、有効な自殺対策にもなり得ます。	介護高齢課
9	寿・柏葉大学講座	高齢者の引きこもり防止と社会参加を促し、生き生きとした生活を送れるよう実施します。	中央公民館・南公民館

【指標】

項目	評価対象の取組	現状 令和5年度	目標 令和10年度
高齢者への対策	民生委員・児童委員による65歳以上一人暮らし高齢者世帯訪問	実施	現状維持

2. 生活困窮者への対策

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働問題、精神疾患、虐待、障害等、多様な問題を複合的に抱えていることが多く、社会から孤立しやすいという傾向があります。

町の自殺の原因・動機は、「健康問題」が29.5%と最も高く、「勤務問題」(13.6%)、「経済問題」(9.1%)等があげられており、生活困窮者や生活困窮状態に陥る可能性のある人が自殺に至らないよう、県や関係機関と連携した包括的な支援に取り組みます。

【関連する町の施策・事業（抜粋事業）】

	事業名	事業内容	担当課
1	相談業務 (家庭訪問・電話相談・りんごネットワーク、来所相談等)	生活困窮者は、介護、多重債務、労働問題、精神疾患等、多様な問題を複合的に抱えていることから、社会から孤立しやすいという傾向があることから、必要なサービスにつながるよう関係機関と連携し支援します。	保健福祉課
2	生活保護及び生活困窮者支援に関する業務	青森県社会福祉協議会等と連携し、相談支援や就労支援、家計支援のほか、相談者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をします。	保健福祉課 青森県社会福祉協議会 福祉事務所 関係課
3	消費者行政事務	十和田市消費生活センターを3市町村で共同運営しており、消費生活の相談対応を行っています。	企画調整課
4	町税・国保税の徴収及び納税相談	税金を納期限までに納付できない方に向けて、生活状況や健康面を含む世帯員の状況等も聴取し、適切な支援へつなぎます。	税務課

	事業名	事業内容	担当課
5	後期高齢者医療保険料の賦課、徴収に関する事務	保険料を期限までに支払えない住民は生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげます。	町民課
6	こどもの医療費、手当等に関する事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすい・孤立しがちであり、障害児を養育・監護している世帯は経済的・精神的負担が大きいなど、自殺につながる問題・要因を抱え込みやすい傾向にあるため、給付・助成の申請等受付時に、当事者や家族と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見し、適切な支援につなげます。	こどもみらい課
7	低所得者利用者負担対策事業	介護の問題だけでなく、経済面での問題を抱えていることも考えられるため、自殺対策の視点をもって対応することでリスクの軽減を図ります。	介護高齢課

【指標】

項目	評価対象の取組	現状 令和5年度	目標 令和10年度
生活困窮者への対策	生活困窮者自立相談支援	実施	現状維持

第6章 「生きる支援」関連事業の一覧

庁内各課の事業、業務から、「生きる支援」に関連する事業をリスト化し、町の基本施策・重点施策ごとに分類しています。

NO	実施事業	自殺対策の視点からの事業の捉え方 及び取組内容	担当課	基本施策					重点施策	
				地域におけるネット ワークの強化	自殺対策を支える 人材育成	住民への啓発と周知	要因への支援 生きることの促進	児童生徒のSOSの 出し方に関する教育	高齢者	生活困窮者
1	町内会連合会・行政連絡員に関する事務	年1回の総会等の際に、パンフレット配布により、地域での気づき役としての視点を持ってもらうことになり得る。	総務課		●	●				
2	職員ストレスチェック及び福利厚生に関する事務	地域住民と数多く接する職員のメンタルヘルス不調を事前に把握し、職員自身の心身面の健康の維持を図ることで、自殺総合対策大綱に記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。	総務課	●			●			
3	職員の研修に関する事務	自殺対策に関する研修を行うことで、全庁的に自殺対策を講じるための基礎づくりになり得る。	総務課		●					
4	子どもの人権に関する教育及び人権啓発事務 (人権教室・行政・人権相談)	電話では相談しにくい等、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談(子どもの人権SOSミニレター)を行っている。また、町内各小・中学生を対象とした、いじめ等に関する人権教室等での自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会となり得る。人権擁護委員や行政相談員が自殺対策の知識を持つことで、相談業務だけでなく関係機関へつなぐ役割を期待できる。	総務課		●	●		●		
5	移住サポーターの会に関する事 こと(お試し住宅等)	移住者が町民とのつながりを持ち、交流すること等、孤立を防ぎ、地域での気づき役としての視点を持つことで自殺対策となり得る。	企画調整課	●	●					
6	婚活支援全般に関する事 こと	パートナーとともに過ごすことによって、精神的な余裕を持つことができ、不安な気持ちをやわらげられる。また、パートナーの異変に気づき、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	企画調整課	●		●	●			
7	ヤングファミリー補助金・定住促進新築住宅建設補助金に関する事 こと	申請に際して、申請者と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	企画調整課	●		●				
8	消費者行政事務(消費者相談)	消費生活の相談をきっかけに、抱えている他の問題を把握・対応していくことで、包括的な問題の解決と自殺リスクの低減に向けた支援につながる可能性がある。	企画調整課	●		●	●			○
9	暮らしの相談会	家族関係や金銭・借金問題、また事件・事故問題等を弁護士による無料相談をきっかけに、問題の解決と自殺リスクの低減に向けた支援につながる可能性がある。	企画調整課	●		●	●			○
10	地域コミュニティ事業	七戸町コミュニティ推進地区連絡協議会の総会等において、自殺対策に関する講演会や講習会を行うことで、自殺リスクの低減に向けた支援につながる可能性がある。	企画調整課	●		●	●			

11	まちづくり出前講座	地区や団体の要望によって開催されるまちづくり出前講座の際に、自殺対策に関する説明を行うことにより、自殺リスクの低減に向けた支援につながる可能性がある。	企画調整課	●		●					
12	広報誌の発行	広報しちのへに自殺対策の内容を掲載することにより、自殺リスクの低減に向けた支援につながる可能性がある。	企画調整課	●		●					
13	町税・国保税の徴収及び納税相談	税金を納期限までに納付できない方は、生活面や経済面で深刻な問題を抱えたり、困難な生計状況にある可能性が高いため、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等の体制強化につながる。	税務課	●			●				○
14	申告相談	申告相談時には、前年の収入状況等を聞き取りする中で、経済面や健康面等問題を抱えていることを把握できる可能性があるため、適切な窓口へつなぐきっかけとなり得る。	税務課	●			●				○
15	後期高齢者医療保険料の賦課、徴収に関する事務	保険料を期限までに納付できない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなぐきっかけとなり得る。	町民課	●	●					○	○
16	国民年金の各種届出、相談事務	対応していく中で、問題を抱えているとわかった場合には適切な相談機関へつなぐことができる。	町民課	●	●						
17	国民健康保険や後期高齢者医療の各種届出、申請等	対応していく中で、問題を抱えているとわかった場合には適切な相談機関へつなぐことができる。	町民課	●	●					○	
18	住民票等発行・戸籍届出業務	対応していく中で、問題を抱えているとわかった場合には適切な相談機関へつなぐことができる。	町民課	●	●						
19	農業次世代人材投資事業	若者への就労支援はそれ自身が重要な「生きることの支援」である。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若者への「生きることの包括的な支援」にもなり得る。	農林課	●	●	●					
20	配偶者暴力防止に関する相談	配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。相談の機会を提供し、適切な機関へつなぐ等の対応をすることで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	子ども みらい課	●			●				○
21	児童家庭相談・児童虐待防止対策	児童虐待は、家庭が困難な状況にあることを示すサインであり、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。また、被虐待経験は児童の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因になるため、相談の機会を提供し、適切な機関へつなぐ等の対応をすることで、自殺リスクの軽減に寄与する。	子ども みらい課	●			●	●			○
22	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会において、委員に虐待と自殺の関連について意識した支援を考えてもらえるよう働きかけることで、早期発見と適切な機関へつなぐ等対応の強化につながり得る（ゲートキーパー的役割の促進）。	子ども みらい課	●	●	●	●	●			
23	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭は、様々な問題を抱え、家庭の自殺リスクが高い。養育支援訪問事業により、保護者の支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑制することにも寄与し得る。養育支援訪問指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺予防	子ども みらい課	●	●		●	●			○

		の視点を加えた支援と必要な機関へつなぐ等の対応の強化につながり得る。									
24	こどもの医療費、手当等に関する事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすい・孤立しがち、障害児を養育・監護している世帯は経済的・精神的負担が大きい等、自殺につながる問題を抱え込みやすい。給付・助成の申請等受付時に、当事者や家族と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応への接点になり得る。	子ども みらい課	●	●		●	●			○
25	保育関連業務に関すること	申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。保育料を長期間滞納している方は、生活面で深刻な問題を抱え困難な状況にある可能性が高いため、問題を抱えている場合には、適切な窓口へつなぐ等の体制強化につながる。	子ども みらい課	●			●	●			○
26	学童保育業務に関すること	申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。また、学童指導員が問題を抱えている保護者や子どもを把握した際、子どもみらい課及び適切な関係機関へつなぐことで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	子ども みらい課	●	●			●			
27	母子健康手帳交付	手帳交付時に本人や家族と面談し、応援プランを作成する。特定妊婦（若年妊婦等）を把握し、必要な関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	子ども みらい課	●			●				
28	各種委託健診 〔妊婦・妊婦歯科 乳児〕	病院や関係機関との連携を図り、健診状況を把握し、本人や家族との面談等で不安事項に対して助言するなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	子ども みらい課	●			●				
29	妊産婦交通費助成	申請時に、本人や家族と面談し、異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	子ども みらい課	●			●				○
30	新生児・産婦訪問事業	産後うつ対策として、新生児・産婦訪問で産後うつスクリーニングを用いて、産婦のメンタルを把握し産後うつ病の早期発見・早期治療につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	子ども みらい課	●			●	●			
31	乳児相談・ 〔2か月・7か月、 11か月〕 幼児健診 〔1歳6か月、 2歳、3歳、5歳〕	相談・健診時に乳幼児発育や保護者の育児負担等の状況を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	子ども みらい課	●			●				
32	中学生の命の学習、生を見つめる学習	本学習において、命の大切さや生について学び、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	子ども みらい課 各中学校	●			●	●			
33	学校保健会	自殺対策の視点について理解してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	子ども みらい課					●			
34	生活保護及び生活困窮者支援に関する業務	経済困窮の背景は、失業や健康問題・介護・医療等が複雑に絡み合っていることから自殺のリスクが高い。相談を受付した際には、申請受理のみでは	保健福祉課 青森県社会福祉協議会	●	●		●				○

		なく、生活状況の聞き取りをし、生活困窮自立相談等につなげることができる。	福祉事務所 関係課								
35	民生委員・児童委員による65歳以上一人暮らし高齢者世帯訪問	月に1回程度毎戸訪問し、声かけや生活状況の聞き取りをし、問題を抱えている場合は、適切な相談窓口へつなげることができる。	保健福祉課	●	●		●			○	○
36	保護司会活動	犯罪者の立ち直りを支援する中で、保護司会や更生保護関係支援者等と連携し、必要な機関へつなげる。	保健福祉課	●							○
37	相談業務 (家庭訪問・電話相談・りんごネットワーク、来所相談等)	当事者や家族等の面談で、自殺リスクの高い人の把握、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行うことができる。自殺リスクの軽減につながる。	保健福祉課	●			●	●		○	○
38	特定健診 各種がん検診 ドック事後指導 健診結果説明会 特定保健指導	健診や結果説明会での面接機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。問題があれば、関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応強化を図ることができる。	保健福祉課	●			●				
39	歯周疾患検診事業	歯周疾患検診を実施している町内歯科医師が自殺対策ネットワーク推進会議に参加していることから、自殺対策の視点について理解してもらい、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、対応強化を図る。	保健福祉課	●							
40	心の健診事業	全世帯に心の健診事業を周知することで、うつ病に関する啓発活動につながる。青森県立保健大学の協力のもと心の健診(うつ病スクリーニング)を実施し、うつ病等の可能性がある方の早期発見・早期治療を推進することができる。	保健福祉課				●	●		○	
41	こころの健康 づくり啓発活動	町の広報誌やウェブサイト、自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)等にあわせて、自殺対策の情報を掲載し、周知することで相談先等の啓発活動につながる。また、庁内窓口や福祉関係機関、町内医療機関に相談窓口一覧表を作成・設置し、来所者の方へ相談窓口の周知強化を図る。	保健福祉課				●				
42	こころの健康 づくり講演会	自殺とうつ・アルコールとの関連や、睡眠・食欲との関連など、自身の心の健康に関して、正しい理解や知識を深めることができる。	保健福祉課				●	●		○	
43	健康づくり推進 協議会	協議会の中で、テーマに即した形で自殺問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	保健福祉課	●	●	●					
44	七戸町のち 支える自殺対策 推進本部	町長をトップとした全所属課長で構成される庁内組織であり、町長のリーダーシップのもと、全庁をあげて緊密な連携と協力により、自殺対策の推進ができる。	保健福祉課 全課	●							
45	相談窓口担当者 連携会議	相談窓口の担当者間での情報・意見交換を行い、相談した人を適切な機関につなげられるよう連携し、相談体制の強化を図る。	保健福祉課	●			●				
46	七戸町のち支える 自殺対策ネットワ ーク推進協議会	保健、医療、福祉、職域、教育、地域団体など、幅広い関係機関や団体で構成される組織であり、町の自殺対策に関する協議ができる。	保健福祉課	●							

47	保健協力員協議会	ゲートキーパー研修等を受講し、自殺対策の情報共有や関係者同士の連携を深め、地域で気になる方を早期に察知して必要な機関へつなぐ等の対応強化を図る。また、保健協力員活動の一環である「二十歳のつどいででの普及活動」で若者へのこころの健康づくりについてPRし、相談窓口の周知強化を図る。	保健福祉課	●	●	●						
48	食生活改善推進員協議会	研修等を受講し、自殺対策の情報共有を図り、地域活動で、食生活に関する情報発信するとともに、地域で気になる方を必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	保健福祉課	●	●	●						
49	栄養指導事業	食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えている可能性もあり、気になる方を察知して必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	保健福祉課	●		●						
50	ゲートキーパー研修会	家族や友人など、身近にいる方の自殺のサインに気づき、話を聴いて、必要な支援につなぐ人材を地域レベルで育成し、地域で気になる方を必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	保健福祉課		●							
51	SOSの出し方教育	児童への「こころの健康教室」、生徒への「命の学習」や「生を見つめる学習」を通じて、生活上の困難やストレスに直面した時の対処方法や、周囲の大人や相談機関に相談することの大切さを伝えることができる。	保健福祉課 各小中学校						●			
52	死亡届時の情報提供	死亡届に訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続き等の情報を掲載したチラシや青森県立精神保健福祉センターが主催している自死遺族のつどい等を周知し、遺族が死別による悲嘆と向き合い回復の道を歩む支援する。	保健福祉課 町民課 庶務課			●	●					
53	障害に関する事務 (各種手帳、医療、手当、補装具等の申請や交付等)	申請や支給に際して、当事者や家族等の対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	保健福祉課	●		●						
54	障害者の自立支援全般に関すること	申請や支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	保健福祉課	●		●						
55	障害者自立支援協議会	協議会の中で、テーマに即した形で自殺問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	保健福祉課	●								
56	障害者巡回審査事業に関すること	介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援の強化を図ることができる。	保健福祉課	●								
57	身体・知的障害者相談員	相談員に自殺対策の視点について理解してもらうことで、支援対象者やその家族が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	保健福祉課	●	●	●						
58	シルバー人材センターに関すること	就労は、経済面・精神面に大きな関係性があり、関係者間で情報を共有することにより、有効な自殺対策にもなり得る。	介護高齢課	●			●			○	○	
59	長寿祝い金事業	申請に際し、当事者や家族等の対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	介護高齢課	●						○		
60	盛年式事業	事業の開催に際し、当事者や家族等の対面で応対する中で、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	介護高齢課	●			●			○		

61	災害にかかる要援護者等に関すること	要援護者の情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的な支援へつながり得る。	介護高齢課	●						○	
62	介護保険サービスに関すること（要介護認定訪問調査含）	介護は当人や家族にとっての負担が大きく、自殺や虐待へとつながる危険もある。ハイリスクな住民との接触の機会として活用し、相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることでリスクの軽減にも寄与し得る。	介護高齢課	●	●	●	●			○	○
63	介護保険事業運営協議会	協議会の中で、テーマに即した形で自殺問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	介護高齢課	●	●	●				○	○
64	在宅医療・介護連携の推進	医療・介護関係者で連携推進のため研修会を開催している。また、医療機関とケアマネージャーの退院調整ルールに基づき、入退院シートを活用している。当事者や家族と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり、問題を抱えている場合には適切な機関へつなぐ等の早期対応ができる。	介護高齢課	●						○	
65	地域ケア推進会議	会議メンバーに自殺対策の視点について理解してもらうことで、支援対象者やその家族が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	介護高齢課	●	●					○	
66	地域ケア個別会議	介護支援専門員、病院相談員、薬剤師等が集い、支援対象者やその家族が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	介護高齢課	●	●		●			○	
67	低所得者利用者負担対策事業	介護の問題だけでなく、経済面での問題を抱えていることも考えられるため、自殺対策の視点をもって対応することでリスクの軽減になり得る。	介護高齢課	●			●			○	○
68	権利擁護業務（成年後見制度含む）	当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	介護高齢課	●		●				○	
69	介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業・一般介護予防事業）	訪問型・通所型サービス利用者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	介護高齢課	●		●	●			○	
70	介護用品支給事業	当事者や家族と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	介護高齢課	●			●			○	○
71	認知症に関すること（認知症初期集中支援事業・キャラバンメイト・認知症サポーター養成等）	認知症の介護負担は大きく、介護の中で共倒れや心中等の危険性がある。地域における気づき役となる担い手（認知症サポーター等）の拡充を図り、各種専門職に自殺対策の視点について理解してもらうことで、支援対象者やその家族が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	介護高齢課	●		●	●			○	
72	高齢者見守りネットワークの推進	徘徊高齢者等事前登録事業や民生・児童委員、ほのぼの協力員による訪問活動などを通じ、地域で見守りが必要な高齢者を支える体制を構築し、安心して暮らせる地域づくりを推進する。	介護高齢課	●			●			○	
73	実態把握業務	当事者や家族と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり、問題を抱えている場合には適切な機関へつなぐ等の早期対応ができる。	介護高齢課	●			●			○	

74	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	要介護の当事者やその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。介護者にかかる負担も大きい。抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者(介護職)への支援の充実に向けた施策にもなり得る。	介護高齢課	●		●	●			○	
75	ケアマネジャーの研修会	ケアマネジャーに自殺対策の視点について理解してもらうことで、支援対象者やその家族が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	介護高齢課	●	●					○	
76	窓口・電話業務	対応していく中で、問題を抱えているとわかった場合には適切な相談機関へつなぐことができる。	庶務課	●	●						
77	町営住宅事務	入居申込者は、低収入や生活困窮など、生活面で困難を抱えていることが少なくないため、ハイリスクと思われる方に接触するための有効な窓口となり得る。また、使用料の支払いが期限までに行えない方は、生活面で深刻な問題を抱えたり困難な状況にある可能性が高いため、問題を抱えている場合には、適切な窓口へつなぐ等の体制強化につながる。	建設課	●			●			○	○
78	まつり開催事業	テーマに即して連携が可能であれば、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関するブース展示や、資料配布を行うことで、住民への啓発機会となり得る。	商工観光課				●				
79	上下水道料金の徴収に関すること	上下水道料金の支払いが期限までに行えない方は、生活面で深刻な問題を抱えたり困難な状況にある可能性が高いため、問題を抱えている場合には、適切な窓口へつなぐ等の体制強化につながる。	上下水道課	●				●			○
80	いじめ問題対策連絡協議会の設置	いじめを起こさないための対策やいじめ問題全般について話し合い、協議する。	学務課	●					●		
81	いじめに関する報告書の義務化	小・中学校において、いじめが認知された場合は報告書を提出し、現状を把握し、指導を行う。	学務課						●		
82	町児童生徒対外遠征費補助事業	部活動が県大会以上に出場したときに宿泊費などの対象経費を助成する。小中学生の保護者の経済的負担が軽減される。	学務課					●			○
83	学校給食費給付事業	小・中学生の学校給食費を給付することで、保護者の経済的支援となる。	学務課					●	●		○
84	就学援助費給付事業	就学時に必要な用品を購入する費用の助成により生活困窮者を救済する。	学務課					●	●		○
85	学校生活相談員の配置	小・中学校において、子どもの悩み相談を聴き、助言する。	学務課					●	●		
86	スクールソーシャルワーカーの設置、派遣	問題を抱える児童生徒に対して、学校の派遣依頼に応じ、学校・児童生徒・保護者を仲介し、環境・状況改善のための支援を行う。	学務課					●	●		
87	中部上北就学指導委員会の支援	心身障害児に対する就学指導委員会の総合診断により、障害のある児童にとって適切な教育・学級の設置を行うことによって、保護者の不安や負担等の軽減にもつながる。	学務課					●	●		
88	青少年教育事務	青少年の自殺の現状と対策について、関係団体と情報を共有することで、連絡などのネットワークの形成及び連携を強化でき、自殺リスクの早期発見、対応を図れる可能性がある。様々なスポーツ・レクリエーション活動やボランティア活動等への参加機会を	生涯学習課	●	●			●			

		広げ、青少年の自主活動を支援し、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。								
89	放課後子ども教室推進事業	クラスや学齢等を越えて交流する機会を提供することは、家庭・学校外での子どもの居場所をつくることになり、生徒同士の交流・助け合える関係の構築の一助となっている。 指導員を対象に地域協働関係の研修及びゲートキーパー研修を行うことで、子どもを見守る上での視点を身に付けてもらうことで、地域住民と連携・協力し自殺リスクの早期発見とつなぐ役割を担えるようになる可能性がある。	生涯学習課	●	●		●	●		
90	埋蔵文化財包蔵地の問合せ業務	土地を売ったり貸したりして工事するところには経済的に困窮した人もいる可能性があるため、問題を抱えている場合には、適切な窓口へつなぐ等の体制強化につながる。	世界遺産対策室	●						○
91	寿・柏葉大学講座に関すること	高齢者の引きこもり防止と社会参加を促し、生き生きとした生活を送れるよう助長する。	中央公民館・南公民館	●	●	●	●			○
92	公民館講座に関すること	高齢者に限らず、一般町民を対象にしているため、寿・柏葉大学講座と同様社会参加を促すことを目的とする。	中央公民館・南公民館	●	●	●	●			○
93	議員に関する事務	地域の代表である議員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、地域での気づき役としての視点を持ってもらうことにつながる。	議会事務局	●	●					
94	農地のあっせん事業	農地のあっせん事業は、身体障害等により農地があっても耕作できない、当該農地が資産となるため生活保護にも適用されないなどにより、経済的困窮者が自殺に追い込まれる前段階での一助となり得ると考える。	農業委員会	●			●			○

第7章 指標一覧

本計画の主な評価指標は、以下のとおり新しい目標値を定めます。

施策分野	指標の内容	現状値 令和5年度	目標値 令和10年度
地域におけるネットワークの強化	いのち支える自殺対策推進本部会議	年1回	年1回以上
	いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会	年1回	年1回以上
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー研修会	年1回	年1回以上
住民への啓発と周知	町広報誌での啓発	年2回	年2回以上
	町ウェブサイトでの啓発	年2回	年2回以上
	心の健診	実施	実施
	二十歳のつどいでの啓発	実施	年1回
	「悩みやストレスを感じた時に助けを求めたり、誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う・どちらかというと思う」と回答する割合(アンケート調査)	20.1%	15%
9月「自殺予防週間」及び3月「自殺対策強化月間」だと知っている人の割合(アンケート調査)	46.9%	50%	
生きることの促進要因への支援	死亡届出時のチラシの配布率	100%	100%
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	小学4年生対象「心の健康教室」	実施	各小学校で実施
高齢者への対策	民生委員・児童委員による65歳以上一人暮らし高齢者世帯訪問	実施	現状維持
生活困窮者への対策	生活困窮者自立相談支援	実施	現状維持

自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」と言えることから、「相談することで解決の糸口を探したり、心を軽くすることができる」という考えが共通認識となるよう啓発を図ります。

第8章 自殺対策の推進体制

1. 計画の推進

(1) 全庁横断的な体制づくり

「生きる支援」に関する事業を、各課の協力を得て実効性あるものとするため、全庁横断的な体制で臨みます。

(2) 連携・協働による総合的な推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現には、自治体、地域、関係団体・関係機関、地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。

行政には、まちの実情に応じた施策を実施する公助の力、地域や関係団体・関係機関には、活動内容の特性等に応じて自殺対策に参画する共助の力、そして、地域住民には、自殺が我がごとであることを認識して自殺対策に取り組む自助の力が発揮されることが期待されます。

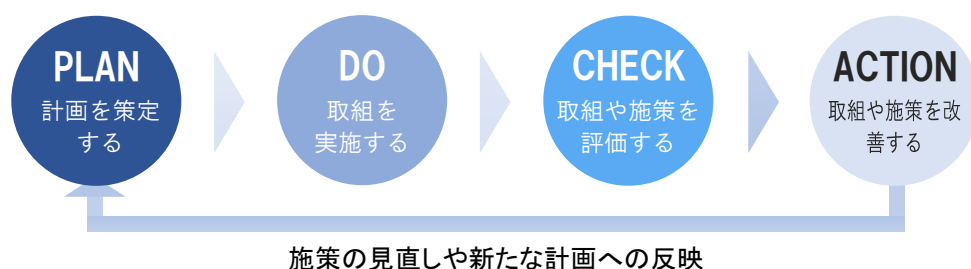
(3) 啓発と教育の両輪による推進

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、そのような心情や背景への理解を深めるためにも、危機的な状況に陥った場合には誰かに支援や助言を求めることが町民の共通認識となるよう普及啓発することが重要です。

町のすべての人が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、専門家や親族の支援や助言を受けながら立ち直っていくのを温かく見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

2. 計画の評価

本計画の推進にあたって、自殺対策の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理についてPDCAサイクル⁶による評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。



⁶ 巻末の資料編 62 ページを参照。

第9章 資料編

(1) 相談窓口一覧

七戸町

あなたの身近な相談窓口

一人で抱え込まず、まずは一度、
相談してみませんか？



誰にも話すことのできない様々な思い
つらい気持ちを聴かせてください
あなたはひとりではありません
あなたの話を受け止めてくれる人がいます



悩んでいるような人に気づいたとき、周囲につらそうな人がいたときは、
「どうしたの？」と一声かけてみましょう。
そして、できるだけじっくりと相手の話に耳を傾け、専門家へ
つなぐ必要性を感じたら相談窓口を紹介しましょう。



相談してみよう 悩みごと 話してみよう その気持ち

こころとからだの健康相談



保健福祉課 68-4631

月曜日～金曜日(年末年始・祝日除く) 午前8時15分～午後5時

気になる症状がある方は、**まずはお電話でご相談**ください。

保健センターまたはご家庭で保健師がお話を伺い、相談機関や医療機関を紹介します。

うつ病の「こころの症状」

抑うつ気分

- ・気分の落ち込み
- ・誰も自分を助けられない(絶望)

意欲の低下

- ・興味や喜びがなくなる
- ・気力が低下し、何もできなくなる
- ・人付き合いも嫌になる

あせり・罪悪感

- ・あせってイライラする
- ・根拠なく自分の責任だと思ふ

思考力の低下

- ・集中力がなくなる

死にたい気持ち

- ・希死念慮・自殺企図

うつ病の「からだの症状」

自律神経系への影響

- ・頭痛・めまい

循環系機能への影響

- ・高血圧、動悸、肩こり

消化器系機能への影響

- ・胃痛、吐き気、下痢、便秘

免疫システムの機能低下

- ・風邪や感染症、病気にかかりやすい

食欲低下

睡眠障害



上十三保健所の健康相談



上十三保健所 23-4261

【精神保健福祉相談】

- ◎ 対象者：精神保健福祉に関する問題を抱える方及びその家族、関係者
- ◎ 開設日時：毎月第3水曜日 受付：午後1時～2時
- ◎ 相談を受ける職種：精神科医師、保健師がお話をお伺いします。
※ **事前にお電話でご予約**ください。



【性と健康の相談】

- ◎思春期、妊娠、避妊、不妊、産婦人科疾患、更年期障害、性感染症を含め、性別年齢問わず、心と体の健康について保健師が相談に応じます。
※ **事前にお電話でお問い合わせ**ください。

【その他】

- B型及びC型肝炎検査、エイズ(HIV)に関する相談についても実施しています。
※ **事前にお問い合わせ**ください。



妊娠・出産から育児・子どもの発達や健康相談

妊娠・出産、子育てや子どもの成長発達について、乳幼児健診や予防接種のスケジュールなどお気軽にご相談ください。

- ◎ お電話またはこどもみらい課(天間林保健センター内)へ直接お越しください。
- ◎ 保健師がお話を伺います。
月曜日～金曜日 ※年末年始・祝日除く
午前8時15分～午後5時

※ 面接や家庭訪問による相談を希望される場合は、できるだけ**事前にご予約**ください。

こどもみらい課 58-7622
(子育て包括支援センター)



児童虐待の相談

子どもへの身体的・心理的・性的虐待・不適切な養育について見た・聞いた・疑いがある。子どもをどうやって育てたらいいかわからない、子育てに自信がない、等養育についてお悩みの方はご相談ください。

こどもみらい課 58-7622
七戸児童相談所 60-8086



生活資金や債務などの相談

消費者信用生活協同組合では、生活資金相談(家計の改善や金融機関から融資を受けられない場合など)や債務相談など、生活向上に役立つ生活資金として家計改善が見込まれる場合は、貸付申込をご案内するなどの支援を行っています。

- ◎ 消費者信用生協共同組合
・月曜日から土曜日(祝祭日除く)
・午前9時～午後5時

担当窓口：企画調整課 68-2940



行政・人権合同相談

人権問題や悩みごと、行政への要望などお気軽にご相談ください。

- ◎ 相談は無料《秘密厳守》 **予約不要**
- ◎ 行政相談委員、人権擁護委員がお話を伺います。
- ◎ 毎月1回、水曜日、午前9時～正午
(7月は午後4時～7時)
- ◎ 会場：七戸町役場本庁舎及び七戸庁舎

※相談日時等詳細は毎月の「広報しちのへ」をご覧ください。下記までお問い合わせください。

総務課 68-2111
庶務課 62-2111



消費生活相談

【消費者ホットライン188(イヤヤ)番】

上十三地区消費生活センター(十和田市消費生活センター)では、十和田市・七戸町・六戸町の住民を対象に、消費生活相談員が悪質商法や詐欺などの消費生活トラブル、多重債務などについての相談を受け付けています。

- ◎開設日 …月～金曜日(年末年始・祝日除く)
- ◎開設時間…午前8時30分～午後4時30分
- ◎開設場所…十和田市役所内
(十和田市西十二番町6番1号)
- ◎電話番号…51-6757

イヤヤ
消費者センター 188
企画調整課 68-2940



法的トラブルの相談

法テラス青森では、借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害などの法的トラブルを解決するための情報提供や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行っています。

相談は予約制、時間は30分程度です。

●法テラス青森
0570-078374
(平日のみ、午前9時～午後5時)

担当窓口：企画調整課 68-2940



生活困窮者 自立支援相談

さまざまな理由により生活にお困りの方など、どなたでも対応します。

- ◎ 相談は無料《秘密厳守》 **要予約**
- ◎ 毎週月曜日から金曜日
午前8時15分から午後5時まで
- ◎ 主任相談支援員、相談支援員、
就労支援員がお話を伺います。

上北地域自立相談窓口 27-5630



生活保護の相談

生活にお困りの方は相談ください。
相談に至った経緯と以下の内容について
お話を伺います。

- ◎ 現在の生活状況 ◎収入の有無
- ◎ 資産、負債の有無 ◎就労状況
- ◎ 家族、親戚関係 ◎病状 等について

上北地方福祉事務所 62-2145
保健福祉課 68-4631



納税等の相談

失業や病気などで町税や介護保険料の
納付にお困りの場合は、税務課まで
ご相談ください。

税務課 68-2113



ひとり親・保育などの相談

- ひとり親の相談：離婚後、ひとりで子どもを
育てていくのにいろいろ不安がある方。
- 認定こども園・学童保育：育児疲れがあり
子どもを預けて少し休みたい、休日に仕事
だが 子どもを見てくれる人がいない、学校
から子どもが帰宅しても家にひとりになる等
お悩みの方はご相談ください。

こどもみらい課 58-7622



障害者福祉の相談

障害者手帳や心身に重度の障害をお持ちの方の
医療費について、障害基礎年金(国民年金)※1、
特別児童扶養手当(障害児を持つ親への経済的支援)※2、
特別障害者手当・障害児福祉手当など、障害者の
福祉サービス※3 についてご相談ください。

- ◎ 障害福祉サービスは、制度が複雑で窓口も多い
ので、まずはお電話でお問合せください。
月曜日～金曜日 ※ 年末年始・祝日除く
午前8時15分～午後5時

- ※1 町民課 68-2112
- ※2 こどもみらい課 58-7622
- ※3 保健福祉課 68-4631



DV(ドメスティックバイオレンス)相談

配偶者・交際相手からの暴力(身体的・心理的・
経済的など)にお悩みの方はご相談ください。

配偶者暴力相談支援センター
017-781-2000
上北地方福祉事務所 62-2145



高齢者福祉、介護や認知症、介護保険サービス利用の相談

高齢者の在宅生活を支える福祉サービス、ご家族の介護や認知症のこと、介護保険
サービスの利用を開始したい方や介護予防教室について知りたい方など、ご相談ください。

- ◎ お電話または天間林保健センターへ直接お越しください。
月曜日～金曜日 ※ 年末年始・祝日除く 午前8時15分～午後5時
- ◎ 介護保険係や地域包括支援センター職員がお話を伺います。

介護高齢課(介護保険係) / 地域包括支援センター 68-3500



平成28年3月作成・令和6年1月再改訂

(2) 七戸町いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、七戸町いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺対策計画策定および総合的な自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策の啓発および関係機関・団体の連携に関すること。
- (3) その他自殺対策に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる機関及び団体（以下「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者をもって充て、町長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉・保健機関
- (2) 警察・消防機関
- (3) 教育機関
- (4) 労働関係機関
- (5) 地域代表

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長および副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初の協議会の招集は町長がおこなう。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉課におく。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって決める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年12月7日から施行する。
- 2 最初の委員の任期は第5条の規定に関わらず、平成32年3月31日までとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

七戸町のち支える自殺対策ネットワーク推進協議会 委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

	構成	構成機関	職名	氏名
1	保健医療関係団体	介護老人保健施設 ナーシングセンター柏葉	理事長	山本 覺
2	保健医療関係団体	公立七戸病院	総看護師長	工藤 みわ
3	保健医療関係団体	あらと歯科クリニック	院長	新渡 尊仁
4	行政機関	上北地域県民局 地域健康福祉部保健総室 (上十三保健所)	保健総室長	立花 直樹
5	その他関係団体	七戸町社会福祉協議会	事務局長	町屋 とも子
6	その他関係団体	七戸警察署	刑事生活 安全課長	池田 幸太郎
7	その他関係団体	中部上北広域事業組合 消防本部	警防課長	高田 秋悦
8	保育園・学校保健組織団体	七戸町学校保健会 養護教諭部会	会長	小坂 陽子
9	保育園・学校保健組織団体	七戸町保育研究会	会長	蛭名 千年人
10	事業所	七戸町天間林商工会青年部	部長	大鹿 達也
11	事業所	十和田おいらせ農業協同組合 女性部七戸支部	支部長	浦田 るみ子
12	保健衛生組織団体	七戸町 民生委員児童委員協議会	会長	増山 政敏
13	保健衛生組織団体	七戸町 保健協力員協議会	会長	原子 曆子
14	保健衛生組織団体	七戸町 食生活改善推進員協議会	会長	道地 早苗
15	その他関係団体	七戸町 老人クラブ連合会	会長	山本 順治
16	その他関係団体	七戸町赤十字奉仕団	委員長	盛田 恵津子
17	その他関係団体	七戸町 人権擁護委員		諏訪 道子
18	その他関係団体	七戸町 行政相談委員		葛原 隆男

(3) 七戸町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、七戸町いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する現状把握並びに調査及び分析に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長および教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(ワーキングチーム)

第6条 第2条に定める事務処理のため、必要に応じてワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチーム長は保健福祉課長補佐をもって充て、ワーキングチーム員は、各本部員が所属する課長補佐級職員もしくは業務に精通する職員1名を指名する。

3 ワーキングチーム長は、必要に応じてチームを招集し、これを主宰し、チームにおける検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及びワーキングチームの庶務は保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務課長、企画調整課長、財政課長、税務課長、町民課長、会計課長、こどもみらい課長、農林課長、支所庶務課長、建設課長、商工観光課長、上下水道課長、学務課長、生涯学習課長、世界遺産対策室長、農業委員会事務局長、議会事務局長、介護高齢課長、保健福祉課長

(4) 用語の解説

【力行】

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

【サ行】

■自殺死亡率

自殺に関わる統計では、自殺者数が計上され、自殺者数から自殺死亡率（自殺率）が算出される。死因別死亡率は人口10万人あたりを単位としている。死因が自殺の場合は「自殺死亡率（自殺率）」で、他の死因による死亡率と同様、人口10万人あたりで求める。

■制度の狭間

公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のこと。人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りの制度では対象にならない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りになってきている。

■スクールソーシャルワーカー

問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行う専門家のこと。

【八行】

■PDCAサイクル

計画の進行において進捗管理を円滑に進める手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善することが可能となり、計画を適切に推進することができる。

【マ行】

■メンタルヘルス

体の健康ではなく、こころの健康状態のこと。

第2期七戸町いのち支える自殺対策計画

編集・発行：七戸町 保健福祉課

〒039-2827

青森県上北郡七戸町森ノ上 359 番地 5

TEL: 0176-68-4631 FAX:0176-68-3536

発行年月：令和6年3月
